

令和3年3月8日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年3月8日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井	勉	2番	門	秀俊
3番	天野	里美	4番	兼若	幸一
5番	中野	一郎	6番	松岡	忠
7番	金井	浩三	8番	村井	保夫
9番	小川	保	10番	古川	幸義
11番	隅岡	美子	12番	渡邊	美喜子
13番	尾崎	忠義	14番	志村	忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	秋山	俊次
教 育 長	三木	信行
会計管理者	山下	佐千子
町長公室長	山内	剛
総務課長	神原	宏一
政策観光課長	河田	数明
税務課長	泉	知典
住民環境課長	石井	克典
健康福祉課長	富木田	笑子
高齢者保険課長	多田羅	勝弘
建設課長	三谷	勝則
産業課長	谷口	賢司
消防長	阿河	弘次
教育課長	竹田	光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森	泰憲
書 記	前原	成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、9番 小川 保 君、12番 渡邊 美喜子 君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

1. 公共施設のファシリティーマネジメント、これは維持管理という意味です。公共施設の維持管理及び財政調整基金の重要性について、2つ目が、ながら見守り活動の実施について、3番目が、公共下水道事業の地方公営企業法の適用について、以上3つの質問をいたします。

まず、1番目の公共施設等のファシリティーマネジメント、維持管理及び財政調整基金の重要性についてです。

過去に建設された多くの公共施設等が老朽化し、これから大量に更新時期を迎えることになる一方で、町の財政は依然として厳しい状況にあり、町が公共施設等の全体の状況を把握し、中・長期的な視点を持って維持管理、更新等に係る財政負担の軽減、平準化や施設配置の最適化を図らなければなりません。

総務省では、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画——以下、総合管理計画と言います——を平成28年度末までに策定するよう要請しており、平成30年度末時点では、全団体の99.7%に当たる1,783団体において作成済みとなっています。多度津町に

においても平成27年2月に作成済みであります。また、地方公共団体においては、総合管理計画等に基づき、令和2年度までに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別計画を策定することとされています。

そこで、公共施設の総合管理計画及び財政調整基金の重要性について、次の2点について伺います。

まず1番目、個別施設計画について、次の3点について一括して伺います。

1つ目が、個別施設計画の進捗状況について、2つ目が、公共施設の公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の集約化・複合化、長寿命化、除却への取組について、3つ目が、令和3年度以降の令和2年度までに策定される個別施設計画を踏まえた総合管理計画の充実、見直しについて伺います。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。中野議員の個別施設計画について、3点の質問について一括して答弁をさせていただきます。

まず、中野議員の個別施設計画の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますように、本町では平成27年2月に、平成27年度から平成36年度、令和6年度までの10年間を計画期間とする多度津町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画におきまして定めました本町保有の公共施設に係る基本的な考え方や管理方針に基づきまして、本年1月に多度津町公共施設個別施設計画を策定したところでございます。

個別施設計画は、施設ごとに老朽化の実態調査を行い、所管課ごとに今後の方向性を検討した上で策定したもので、中・長期的な視点で計画的に公共施設を保全していく計画保全の考え方を基本方針としております。この方針に基づきまして施設の長寿命化を図り、町民皆様に安心・安全で質の高い施設サービスを提供できるよう努めてまいります。

なお、この個別施設計画につきましては、会期中の総務教育常任委員会におきまして計画の概要をご報告することとしております。

次に、公共施設の公共施設等適正管理推進事業債を活用した施設の集約化・複合化、長寿命化、除却への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の計画的な管理を進める中で、維持管理、更新等に係る財政負担を軽減、平準化するために、平成29年度に施設の集約化・複合化事業等を対象としていた既存の公共施設等最適化債を再編する形で新たに創設されております。

この地方債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行う公共施設等における集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業及び除却事業の地方単独事業が対象で、充当率90%、除却事業を除きまして一部交付税措置のある有利な地方債でございます。

本町におきましては、関係各課の対象となる事業を確認、調査し、長寿命化事業と除却事業につきまして活用をしております。長寿命化事業は、個別施設計画に位置づけられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、港湾施設等に係る長寿命化事業が対象とされており、本町では、舗装個別施設計画が作成されました令和元年度から町道舗装事業で活用をしております。本年度の起債は、町道22号線、26号線などの町道舗装事業に係るもので、4,380万円の借入を予定しております。また、除却事業は、公共施設等の除却を行う事業が対象で、本町では町営住宅の除却事業で活用しております。本年度の起債は、家中住宅、京町住宅の町営住宅除却事業に係るもので、2,400万円の借入を予定しております。

令和3年度におきましても、今年度と同様、町道舗装事業や公共施設の除却事業に活用する予定でございますが、この地方債は令和3年度までの措置とされております。今後、公共施設等の老朽化が進んでいく中で、さらに増加する維持管理や更新等に係る財政負担の軽減や平準化を最大限に図れるよう、国の動向や先進事例の情報収集に努めてまいります。

次に、総合管理計画の充実、見直しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、国から地方公共団体に対し、令和3年度までに見直しを行うよう要請がございます。国からの要請に基づきまして、本町におきましても、個別施設計画の策定段階において実施いたしました老朽化の実態調査の結果及び個別施設計画の内容等を反映させるなど、来年度以降、総合管理計画の充実を図っていく予定としております。

また、新庁舎等の新たな施設及び再編等に変更となりました施設につきましては、PDCAサイクルに基づきまして現状の分析及び施設ごとに維持管理等の取組状況の評価を行い、総合管理計画へ反映し、見直しに繋げてまいりたいと考えております。

今後、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する施設ごとの対策やその適切な進捗管理により公共施設等の計画的な維持管理、更新等を推進するとともに、中・長期的な維持、更新費用の縮減や予算の平準化を図り、将来にわたり適切な住民サービス水準の確保に努めてまいりたいと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、財政調整基金の重要性について伺います。

財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の、例えば貯金のことです。

本来、地方公共団体は、経済不況等による大幅な税収減によって収入の不足や災害の発生による多額の経費の支出が必至になるなどの不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てておく必要があります。積立方法は地方財政法第7条により、剰余金のうち2分の1を基金へ積立てまたは地方債の繰上償還の財源へ充てなければならないとされております。例えば、ある年度の決算で収入が100億円、支出が90億円で剰余金が10億円の場合、5億円を基金へ積み立て、5億円を翌年度収入へ繰り越すというようなことになります。

基金とは何かを説明するヒントは減価償却にあると思います。自動車を100万円で取得した場合、耐用年数が5年とすると毎年の減価償却費は20万円になります。これは定額法で、残存価額ゼロの場合ですけれども減価償却費は、企業会計でも自治体会計、これ公会計上ですけれども費用として認識されます。

減価償却費は、人件費や光熱費とは異なって、実際には支出の伴わない費用です。収入が100万円の現金収入の場合、減価償却費と人件費がそれぞれ20万円とすると、最終の収益は60万円となります。しかし、会社に残るお金は60万円ではなく80万円となります。これが減価償却を非支出費用とする理由です。

貸借対照表を作成すると、減価償却の累計額が必ず計上されています。これは、企業でも自治体公会計上でも同じです。減価償却累計額は、減価償却費、例えば20万円の累計額——5年であれば100万円になりますが——のことをいいます。この金額は、減価償却の結果、企業なり自治体の内部に留保される現金あるいは現金が運用されて形を変えている資産、留保分って言いますけれども、合計100万円と一致します。

企業は、減価償却累計額と同額の留保分を財源として、耐用年数到来時に、古い資産を廃棄して新しい資産を取得することができます。このような発想は、地方公会計の改革で最も重要なポイントでしたが、必ずしも浸透しているとは言えません。

多度津町の減価償却累計額は幾らでしょう。令和元年度公会計、一般会計・特別を含め、全体で私の試算では約300億円あります。企業であれば、貸借対

照表で減価償却累計額として300億円を内部留保しています。財政調整基金の残高は15.8億円、これは令和元年度末です。令和6年度には3.4億円。これは予想ですけれども、インフラや施設を新設、取得する際の財源ごとの構成割合を、仮に平均的に、地方債、補助金、一般財源を5対2対3とすると、多度津町は300億円の減価償却資産を更新、新規取得するために、手元の内部留保資金として300億円の30%、約90億円の基金等を留保する必要があります。これは、将来的に負担をかけないとすればの仮の数字ですけれども、多度津町はこの水準を大きく下回っています。

この不足分、留保分のショートは、将来、インフラや施設、公共施設の更新、大規模補修のために内部留保すべき財源を適正規模を超えた財産形成やソフトサービスの提供に充当した結果、生じたものと言えるのではないのでしょうか。そのため、自治体で留保されている基金等を行財政改革の財源として取り崩すことは賢明ではないと考えます。

ただ、赤字の場合、どうしようもないのではないかという風に言われればそれまでなんですけれども、基金は将来への余裕資金ではなく、直近に迫る公共施設等の老朽化対策に不可欠の事業のための財源なのです。この僅かな基金を使わないで残していると誤解してはならないと思います。残しておかなければならない財源です。

財政調整基金は、多度津町が貸借対照表、公会計上に計上している減価償却累計額の相手勘定の一部です。もし、これがなくなれば、インフラや施設の更新が遅れるか、可能ではなくなります。多度津町の場合、特別会計にも大きな負債を抱えています。そのため、将来負担率も香川県で一番低いです。少なくとも、多度津町の標準財政規模、約53億円の10%の5億円程度は残しておく必要があると思います。将来のシミュレーションを算出し、歳出を抑えている市町村は全国に幾らもあります。危機的な状況を認識して緊縮財政を組む必要があります。町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の財政調整基金の重要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政調整基金は、年度間の財源不足や不測の事態に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用するための基金でございます。現在、人件費や公債費など義務的経費が増加する中、庁舎建設等整備事業や都市構造再編集中支援事業などの大規模普通建設事業を行っているため財源不足が生じ、その不足を財政調整基金からの繰入れにより補填するという財政状況が継続しております。

令和3年度当初予算におきましても、新庁舎建設関連事業費に加え、様々な

財政需要に対応するため、不足する財源約9億2,000万円につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しており、基金残高はさらに大きく減少する見込みでございます。

今後も公共施設等の老朽化対策に多額の経費が見込まれる中で、公共施設の更新等につきましては、地方債や活用可能な補助金等を活用しながら、緊急性、安全性を総合的に勘案し、実施することになりますが、議員ご指摘のとおり、一般財源も必要となるため、将来に備えて基金残高の確保に取り組む必要があります。

そのためには、まず、毎年度の収支の均衡を図ることが肝要です。各年度の決算状況や国の予算状況などに応じて財政計画を見直す中で、新規事業の抑制や普段の事業見直し、経費の縮減等により歳出削減を図るとともに、ふるさと納税の推進や補助制度の活用等、あらゆる歳入確保策を講じ、収支不均衡の是正に取り組んでまいります。このことにより財政調整基金の減少に歯止めをかけ、必要な額を確保し、中・長期的にわたって安定した財政運営が継続できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。分かりました。

公共施設の維持管理と財政調整基金というものを、バランスを取りながら、これからも事業を進めていただきますようお願いいたします。

次に、2番目の「ながら見守り活動の実施について」お伺いします。

平成30年5月に、新潟市において、下校途中の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。また、全国の犯罪情勢を見ても、道路上における身体犯の被害者が13歳未満の事件は、近年、ほぼ横ばいで推移しているほか、被害時間は、登下校時の月曜から金曜の15時から18時に集中している傾向にあり、登下校時の子供の安全確保の重要性が高まっています。

政府は、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議を開催し、関係省庁における検討を経て、社会全体で子供の安全を守るための対策として登下校防犯プランを策定しました。同プランでは、見守りの担い手を増やすため、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる、ながら見守り等の推進に取り組むこととしています。

ながら見守りは、自分たちの町に住む子供の安全は自分たちで守るという意識があれば、どなたでも参加できる活動です。ながら見守りとは、ウォーキング、買物、犬の散歩、花の水やり等、日常生活を行う際、防犯の視点を持って子供の見守りを行うものや、企業のCSR、社会的責任の一環として、事業者が、日常の事業活動を行いながら子供の見守りを行うものと言われて

います。

また、散歩や買物などの時間を登下校時にずらし、腕章や襷をつけて通学路を通り、子供はもちろん、途中で会った人みんなに挨拶をしながら、町や人の様子を注意深く見て歩くことにより交流が増加し、併せて地域における防犯力の向上にも繋がります。

子供の安全を守るためには、地域の皆さんの協力が必要です。しかし、既存の防犯ボランティアの高齢化や共働きの家庭の増加等により見守りの担い手が減少しています。地域の目が減少したことで、見守りの空白地帯が生じています。見守りの裾野を広げ、子供を見守る目を増やすためにも、多様な世代や事業者が日常活動の機会に実施できる、ながら見守りが必要です。

登下校時の子供の安全を守るためには、地域の目による見守りの担い手が必要です。ぜひ、多度津町でも、ながら見守り活動を始めてみてはどうでしょうか。

一方、見守りについて、現状の多度津町の進め方について見てみると、多度津町おもいやり声かけ・見守り活動実施事業要綱の中で、高齢者に対する声かけや見守りについて定められています。ここでの説明は省略します。

また、多度津町地域包括支援センター事業実施要綱の中にも、要援護高齢者等の見守り及び支援のことが定められています。また、社会福祉協議会の中に、おもいやり見守り・声かけサービスという言葉が出てきます。さらに、社会福祉協議会の作成している多度津町社会福祉活動計画の中にも、そういうものが記載されています。説明は、ここでは省略します。

ながら見守り活動のことをもう少し説明しますと、ながら見守りの例として、犬の散歩をしながら見守る、ウォーキングをしながら見守る、ジョギングをしながら見守る、買物途中、自転車にパトロール中のプレートをつけて移動しながら見守る、農作業しながら見守る、花の水やり、手入れをしながら見守る、業務を行いながら見守るということで、今ちょっと私、一人でやっているお散歩パトロールの説明をします。

これは、私が散歩のときに着ているお散歩パトロールのジャンパーです。こういうものがグッズとしてはあります。これは犬のリードにつける見守り用のパトロールのものです。リードにつけます。これは、花の水やり等の例えば花壇に差すパネルです。あるいは買物途中に自転車の前籠につける見守りパトロールのパネルですね。これは見守り隊の腕章です。これはジョギングする時に着るものですね。こういうものがグッズとしてはあります。

そして、次のところですけども、ながら見守り活動のメリットとしては、防犯活動への参加経験の有無にかかわらず参加が可能、地域の交流が増加し、参加者の帰属意識や防犯意識が向上する、地域の安全が確保される、見守り

の担い手の裾野の拡大、地域の防犯力の向上っていうもの。

そして、ながら見守り活動の留意点としては3つほどあるんですけども、挨拶の励行。この挨拶というのが大事で、ながら見守り活動をする場合は、子供はもちろん、出会った人に対して積極的に挨拶する。挨拶には、子供や善良な人に対しては安心感や親近感を醸成し、悪いことをしようとしている人に対しては、犯罪を思いとどまらせる効果があります。また、腕章などを着用する。これは、腕章などを着用せずに子供に声をかけた場合、逆に不審者として通報される可能性があります。そして、最も大事なのが無理をしない。できる人が、できる時に、できる範囲で行う活動であり、毎日必ずパトロールをして下さいとお願いするものではない。

ながら見守り活動の一番のポイントは、日時を決めて、特定の団体が行う義務的なものではなく、今申し上げましたように、できるときに、できる人が、できる範囲で気楽に行うことができるっていうものです。そして、ながら見守り活動をぜひ行ってもらいたい。

子供を守るために、防犯協会、警察、社会福祉協議会と連携して、登下校時の子供の動向に目を配り、不審者の目撃、事件、事故の際の子供の一時的な保護、警察の通報を行えるようなシステム、体制を構築してはどうかと考えます。全国の市町村でも、既にこのながら見守りを行っているところも多くあります。町の今後の進め方について、次の2点に分けてお伺いします。

まず1点目は、子供のながら見守り活動についてということで、子供の登下校のながら見守り活動について、子供を見守るために、防犯協会、警察、社会福祉協議会、学校等と連携して実施することについてのお考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の子供のながら見守り活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒の登下校に関わる安全確保活動につきましては、現在、教職員はもちろん、PTA、地元自治会、警察、交通指導員等の方々が立哨や指導を行って下さっています。また、本年度から、しばらく見直しが行われていなかった子ども駆け込み110番の事業を丸亀警察署やPTA、関係各課の協力を得て見直し、町内で191か所のご協力を得て新たに取り組むこととなりました。このように、子供の安全確保には地域の方々のご協力が欠かせないものとなっております。

さて、議員ご提案のながら見守り活動につきましても、より多くの目で子供の安全のために地域の方々が見守って下さる活動でありますので、子供にとっても、保護者にとっても心強い取組になると思います。教育委員会といた

しましても、防犯協会や警察、社会福祉協議会等の各種関係機関と連携して実施する際には連携、協力してまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今のことに再質問なんですけども、これは総務課の方にお答えいただきたいんですが、広報たどつの3月号に、ながらボランティアをしませんかっていうのが出てます。これは、防犯協会と総務課の連名で出てますけれども、これは、私が事前に警察、県警とか防犯協会に話を進めていることを反映してのことだと思いたいますが、話せる範囲でお答えできますか。

総務課長（神原 宏一）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

広報に載せております、ながら見守りの啓発周知ということでございますが、軌を一にしたというか、中野議員の活動によってという部分もあるかとは思いますが、警察、防犯協会としても、ながら見守りについては進めていきたいという強い気持ちがあって、その気持ちと中野議員のお気持ちと一緒にしたところであろうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、これに続いて、高齢者のながら見守り活動について伺います。

まず、高齢者のながら見守り活動についてどう考えるか、伺います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員の高齢者のながら見守り活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町内においては、高齢化率が上昇するとともに、高齢者のみの世帯が増加している状況であります。高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するためには、地域全体で見守れる体制づくりが必要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、町におきましては、社会福祉協議会に「おもいやり声かけ・見守り活動事業」を委託しております。この事業では、65歳以上の独り暮らし世帯や高齢者のみで構成された世帯、日中、高齢者のみになる世帯を対象とするもので、高齢者が登録することによって、社協の職員や社協に登録しているボランティアが日常的に安否確認を行い、高齢者の異変や相談があった場合には、町や民生委員へ連絡したり、緊急性があると判断した時は、警察署や消防署へ通報するなどの対応を行っております。

また、行方不明の高齢者の早期発見と保護のため、この趣旨に賛同する機関や団体により、おもいやりSOSネットワークを構築し、認知症等により行

方不明になる恐れのある高齢者に事前登録をしてもらい、捜索依頼があった時は、本人の早期発見と保護に努めております。

このおもしろいＳＯＳネットワークでは、毎年、模擬訓練として、認知症高齢者とその家族の配役を決め、警察署にも協力していただき、認知症高齢者役が行方不明になった設定で町内を歩き、家族役は多度津交番に捜索願の届出を行うとともに、高齢者保険課にも捜索協力依頼書を提出してもらい、捜索する訓練を行っております。

今年度は、コロナ感染症対策のため実施できておりませんが、町内の商店に認知症についての豆知識や認知症と思われる高齢者を発見した時の対処法を記載したリーフレットを配付いたしました。また、警察、町内医療機関の医師や介護事業所の職員、介護予防サポーターや認知症サポーター、町職員、社協職員も日頃の活動の中で気になる高齢者を見かけた時は、声かけをしたり高齢者保険課に報告や相談をいただいております。その都度、家族やケアマネジャーへの連絡、保健師の訪問等、臨機応変に対応しており、今後も、こうした見守り活動を継続して行っていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、見守りの企業等と的高齢者見守りの協定締結についてお伺いします。

特定の名称はあれなんですが、ＪＡ香川県では、現在、12の市町と高齢者見守りネットワークの協定というのを提携しています。ＪＡや傘業等と高齢者見守りの協定を締結することについての考えをお伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員の企業等と的高齢者見守りの協定締結についてのご質問に答弁させていただきます。

本町におきましても、高齢者の見守りについては、より多くの人で行うことが効果的であることから、ご協力いただける企業や団体があれば、高齢者見守りネットワークの協定締結や包括的な協定締結について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

私たち議員も協力していきますので、是非このながら見守り活動を通じて、香川県一安全、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、さらには日本一安全な町になるような見守り活動を進めていっていったらなという風に思います。有難うございました。

次に、3番目の質問ですけれども、公共下水道事業の地方公営企業法の適用についてお伺いします。

下水道事業の地方公営企業法適用をめぐるっては、総務省から平成26年8月に公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、平成27年1月には総務大臣通知において、令和2年度当初までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行するよう強く要請されました。

内容としては、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営成績と財政状態を把握することを推進していました。そのため、平成27年度から令和元年度までの5年間を集中取組期間として、適用していない公営企業に対し、公営企業会計に移行することを要請してきました。また、適用される規定の範囲によって、法規定の全部を適用する全部適用と、財務会計に関する規定のみ適用する一部適用があります。

上記の取組については大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口3万人未満の市町村——多度津町もここに含まれますが——においては、取組の差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にありました。こうした状況を踏まえて、平成31年1月に総務大臣通知による新たな要請、すなわち、平成31年から令和5年にかけての期間を拡大集中取組期間として、公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが通知され、引き続き重点的な要請がなされています。

地方公営企業法は、「地方公営企業は、常に企業経済の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」ことを基本原則として、公営企業に係る組織、財務、職員の身分取扱い等に関し、地方自治法等の特例を定めたものです。

地方公営企業法の適用について、適用が義務づけられている事業、当然適用事業と、任意で適用することができる事業、任意適用事業とがありますが、下水道事業は任意適用事業となっています。法適用は、地方公共団体の判断によるものとされています。

地方公営企業法の適用による期待される効果としては、1番目に、会計情報の明確化。これは、企業会計方式への移行により、官庁会計では見づらかった経営状況や財政状況の把握、分析がしやすくなるということです。

2つ目として、使用料の適正化。これは、企業会計方式では、官庁会計では認識していない減価償却費を含めた総括原価を算定するため、事業年度ごとに発生する費用と、その対価である使用収益のバランスが適正であるかを把握、公表することができます。

3つ目として、経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上について

うことで、これは、事業量の増加に伴い収益が増加する場合には、予算超過の支出が認められることや、財産取得、管理及び処分について条例または議会の議決を要しないなど経営の自由度が増すことにより、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となって、経営の効率化とサービスの向上が期待できます。

4つ目として、住民や議会によるガバナンスの向上っていうことで、ストック情報を含む財務状況の情報開示が行われるとともに、期間損益計算が適正に行われるなど、下水道事業の経営情報を住民や議会が認識しやすくなります。また、決算も早期化するなど、住民や議会のガバナンスの向上が期待できます。

5つ目として、企業会計に精通し、経営にマインドを持った人材の育成ということ、発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材が公共団体全体で育成されることが期待されます。また、減価償却費を含めたコストとそれに対する収益や資産と負債の最適化を意識することによって、最少の経費で最大の効果の発揮を図る経営のマインドを持った人材の育成も期待されます。

以上のような効果が期待されるわけですがけれども、公共下水道事業の地方公営企業法の適用について4点ほどお伺いします。

まず1点目ですけれども、地方公営企業法適用の進捗状況について、次の5つの項目に分けてお伺いします。1つ目が固定資産台帳の整備、2つ目がシステム改修、3つ目が移行事務、4つ目が各部署との調整、5つ目が移行時期について、これら5つの項目についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の地方公営企業法適用の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありましたように、地方公営企業においては、平成31年1月の総務大臣通知により、平成31年度からの5年間で下水道事業の地方公営企業法の適用に向け取り組むように求められているところでございます。本町におきましても、国の新たなロードマップに基づき、令和6年度から公営企業会計へ移行できるよう準備を進めているところでございます。地方公営企業法適用事務につきましては、令和2年度に資産調査、評価及び法適用に係る移行事務支援業務を、委託期間を令和4年度末までとした委託契約を締結したところでございます。

固定資産台帳の整備につきましては、今年度、過去に施工した工事関係資料や決算関係資料の収集整理をしたところでございます。今後、継続して調査及び整理を進め、令和4年度末までに台帳を整備する予定としております。

システム改修につきましては、今回の下水道事業地方公営企業法適用において、固定資産台帳システムと企業会計システムの導入を検討しております。固定資産台帳のシステムにつきましては、本業務委託において調整することとしております。また、企業会計システムにつきましては、琴平町、まんのう町と同時期に地方公営企業法の適用を目指していることから、3町で連携を図りつつ、単独導入、共同導入等、様々な観点でメリット、デメリットを検討し、よりよいシステムの導入に向けて検討を進めていくよう考えております。

移行事務につきましても、本業務委託の中で進めることとしており、次年度以降、予算科目や勘定科目の設定や地方公営企業の設置等に関する条例や地方公営企業会計規則等の制定及び既存関係例規の改廃等を進めてまいります。

各部署との調整につきましては、今月3日に関係各課の担当職員に向けた勉強会を開催したところであり、今後も各部署と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

移行の時期につきましては、拡大集中取組期間である5年間で移行準備に取り組み、令和6年度からの法適用に向け、鋭意作業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、公営企業会計に移行するに際し、適用される規定の範囲によって、法規定の全部を適用する全部適用と、財務会計に関する規定のみ適用する一部適用とありますが、どちらを適用する予定か。また、その根拠について伺います。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の公営企業会計に移行する際の適用範囲及びその根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公営企業法の適用範囲についてでございますが、財務会計に関する規定を適用する一部適用で検討しております。

一部適用とする根拠につきましては、管理者の設置や独自の出納期間、職員の身分取扱いを必要とする全部適用とする場合と比較し、現行の組織体制で、本来の目的である公営企業会計を導入し、経営成績や財政状況の的確な把握による持続的で安定した下水道事業運営が可能であることから、一部適用とすることが適当であるとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、県との連絡会議、県が実施する研修、アドバイザーの派遣等について

てどのように進んでいるか。また、その予定についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の県との連絡会議、県が実施する研修、アドバイザーの派遣等の進捗及び予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県との連携につきましては、下水道部局として令和2年6月1日付下水道法第31条の4に基づき、県、市町及び関係機関で構成する汚水処理に係る広域化、共同化等を目的とした香川県汚水処理事業効率化協議会が設立され、広域化、共同化のメニューの一つとして、公営企業会計導入の共同実施が盛り込まれており、随時、情報交換を行っているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策等の状況により資料提供のみとなっておりますが、例年、公営企業担当部局の研修会等が開催されております。今後も積極的に参加してまいりたいと考えております。

また、総務省の実施する事業として、経営、財務、マネジメント強化事業等、公営企業の経営戦略の策定、経営支援などのアドバイザーを派遣する事業がございます。今後、必要に応じて、事業の活用についても検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、多度津町の下水道料金の適正性及び今後の下水道料金の値上げ等の考え方について、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の下水道使用料の適正性及び今後の下水道料金値上げ等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の下水道料金につきましては、平成17年に改定したのを最後に改定しておらず、それ以降の汚水排水量や処理費用などの増減の状況が反映されていないのが現状でございます。

下水道使用料の適正化につきましては、総務省が示しております使用料の水準は20立方メートル当たり3,000円で、本町においては20立方メートル当たり2,400円で、県内の中で最も安価な方でございます。

現在進めております公営企業会計の法適用に向けた取組の中で、下水道事業の経営成績や財政状況など経営状況を明らかにし、下水道事業の健全化を目指す適切な原価計算に基づく下水道使用料の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

町長の施政方針にあるように、適正な使用料の検討等、持続可能なこの下水道会計の下水道のストックマネジメントを進めていただいて、この公営企業法の適用についても、期限までに取組を完了していただきますよう、よろしくをお願いいたします。以上で私の質問は終わります。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についてご答弁をよろしくお願いいたします。

この質問に入る前に、今回、介護予防関係について質問いたしますが、今現在、コロナ禍の中でワクチン接種のことを、すごくいつになるという風な不安を抱いている方もいらっしゃると思います。また、その中で、コロナ禍のために社会の色々な行事に参加できなくて、家に閉じ籠もったり、また自分の疾病のために受診しなければいけないんですが、なかなか病院に行けないとか、そういう方々が、このコロナが終息した1年後に前の状態に戻れるかという、非常に不安を抱いていると。その中で、皆さん方が希望してるのは、何とかして自分の体力を維持したい、介護については強く関心を持たれていると。皆さん方がよく使う言葉で、転ばぬ先の杖という言葉がございます。コロナが終わってから、介護状態のレベルが上がることなく、行政として、また議会として、この高齢者の杖になりたいと思って今回の質問にさせていただきます。

それでは質問させていただきます。

介護予防時代、本町の対策と実施はについて質問いたします。

1年前の定例会で介護予防関連の質問をいたしましたが、再度、角度を変えて質問させていただきます。

厚生労働省が令和2年度から、75歳以上の後期高齢者を対象にしたフレイル健診を導入し、県広域連合と関係市町の相互役割を今後より求められている医療費の適正化や被保険者の健康保持のため保険事業に関する方針等を加えるものであります。背景には、国、県、市町村においても高齢化が進んでいる状態であり、今後、被保険者数の増加により右肩上がり医療費は増加傾向に当たるとしています。

さらに、厚労省の有識者会議では、プレフレイルへの対策が提言されています。2018年10月24日に開かれた厚生労働省による高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議の場では、昨今、その危険性が指摘さ

れているフレイルの予防について取り上げられ、議論を行い、虚弱化の一手前のプレフレイルも重要な問題に取り上げられております。

議論の中では、プレフレイルに該当する方に個別支援が必要となり、一手前の段階にいる高齢者について適切に状況を把握し、必要なサービスに接続することが重要との指摘が行われました。そのような事案に対し、本町も介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施を行い、実施調査の結果、現状分析を行い、さらなる介護予防戦略として取り組み、次段階へと進められているとご推察いたしますので、随時質問してまいりますので、詳細なご回答をお願いいたします。

質問の前に、一部の語句の説明をいたします。

フレイルとは、加齢によって筋力、認知機能などが低下し、生活機能障害や要介護状態、死亡のリスクが高くなる状態で、一般的には健康な状態と要介護状態の中間として捉えられています。プレフレイルとは、フレイルの前期の段階で、現在、65歳以上の方でプレフレイルに該当する高齢者の割合は49.6%に該当すると言われています。

それでは質問に入らせていただきます。

介護予防時代、本町の対策と実施について、介護予防時代に対する本町としての戦略は。

1 点目、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い、当然ながら検証結果は行ったものと思われませんが、結果についてはどう判断されたのか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第9期多度津町高齢者保健福祉計画、第8期多度津町介護保険事業計画の策定に当たり、どこで、どのような支援を必要としている方がどの程度生活されているかを把握するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。65歳以上の要介護等の認定を受けていない方、要支援1、2の認定を受けている方のうち、無作為抽出した1,500人の町民を対象に実施し、有効回収票は1,158人、回収率77.2%でありました。

今回実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護、介助が必要になった主な原因は、前期高齢者は脳卒中、脳出血、脳梗塞など、後期高齢者は高齢による衰弱が最も多くなっていました。

次に、運動器の機能低下リスクの該当者においては、男性より女性が多く、年齢が増すことにより高くなっています。

また、外出の機会として、外出を控えている方は全体の4分の1であり、外

出を抑えている理由は、足腰などに痛みが最も多い割合でございました。

認知症に係る相談窓口についての質問は今回追加され、認知症相談窓口を知っている人は全体のおおよそ4分の1と低い結果でありました。

また、今回の事業計画に向けて、在宅で介護をしている方を対象に在宅介護実態調査も行いました。その結果、介護者が不安を感じる介護内容に夜間の排せつが最も多く、次いで認知症状への対応であり、高齢者の自立支援や重症化防止に係る取組及び認知症への普及啓発が今後の課題でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、これは約1か月ほど前にホームページで記載されておりましたので、私も非常に興味がありましたので、肝腎なところだけメモさせていただきました。その中で、今回、また質問に対して、ホームページを見ようとしたのですが、削除されておりましたので、私の前に行ったメモだけで質問させていただきます。

先ほど課長の方から報告された中で、まず、運動機能の低下っていうのは、高齢者の割合では21%、転倒リスク、先ほどお答えになりましたが、これは35.2%、それから認知機能の低下では全体の45.9%、これは先ほど答えられましたね。それで、全体のデータの中で要支援以上の方の、特定の要支援と介護の、今からしようとされる特定要素を持たれた方は約2割と判断しますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えいたします。

この調査につきましては、昨年の1月から2月にかけて行っております。その中で、その当時は、やはり平常時ということの調査やったと思います。この1年、緊急事態宣言とか、そういった部分で自粛要請とかがございましたので、それ以上になっている可能性もあると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、次の質問で、認知症者のことについて関連がございますので、次の質問で再質問します。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目、ニーズ調査を行い、次の行程はどうなっているのかについてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査後の対応についてのご質問

に答弁をさせていただきます。

高齢者の自立支援や重度化防止に係る取組として、身近な地域における介護予防体操の普及啓発と閉じ籠もり予防であるボランティアによる移送支援であります。具体的には、地域での介護予防体操の普及啓発では、介護予防サポーターを中心に体操を普及するためのリーダーを養成し、地域で実施しているサロンや通いの場に出向き、普及啓発を行う計画であります。ボランティアによる移送支援は、登録制により買物や病院、銀行への移動を支援する計画であります。

生活に身近な地域において住民が世代や背景を越えて繋がり、相互の役割を持ち、支え手、受け手という関係を越えて、お互いが介護予防へと繋がる支え合いの体制づくりが必要であると考えております。

認知症への普及啓発として、認知症サポーター養成講座の受講者数の増加、認知症への理解と相談窓口の周知を行っていきます。今年度におきましては、認知症サポーター養成講座を令和2年8月と令和3年2月に放課後児童クラブを利用している小学生を対象に、令和3年1月に町職員向けに実施をいたしました。引き続き認知症サポーター養成講座を実施し、子供たちの認知症への理解を広げ、地域における支え合いのシェアを拡大していく予定でございます。

また、昨年度まで認知症の普及啓発のため町民対象の講習会を行ってきました。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため自粛いたしました。多様な啓発活動を試み、また、SOSネットワークの協力機関の拡充にも取り組み、認知症の理解と普及啓発に努めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をいたします。

ただいまの答弁で、行政側が色んな交通手段に対しての手厚いサポートをする、また認知症サポーターの養成講座を開く、また、認知症サポーターの養成講座をして子供たちに啓発活動をしていく、そういう風な取組が私どもには伝わってまいります。

ただ、私が感ずるところは、やはり個人のアドバイスっていうのが、個人レベルが、非常に皆さん方往々にして違いますので、個人レベルで、例えば認知症以外で、足腰が弱くなったとか、また栄養指導についてどうであったかと、また、心理的に引き籠もりになっておりますので、全体の形を見て、一般的にこういうんじゃないくて、個別指導が必要になってくるんじゃないかと思いますが、その点を、後で質問の中に入ってまいります。ちょっとお答

え願えればと思っております。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えします。

今言いました個別指導とか、そういった部分については必要であるとは認識しておりますので、体制が整い次第、行っていこうとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対して再質問はございませんが、要望はございます。

やはり、個人レベルで様々なピンポイントを行い、そこを改善していくということは非常に大事な課題であると思います。後からの質問もそこら辺を詳細に聞いてまいりますので、次の質問とさせていただきます。

3点目、住民に対し、ニーズ調査の結果の伝達方法はどのようにしたのか。また、意見はどうであったか、お伺いいたします。また、数多くの意見を求める手段を取ったのか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の報告についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果の報告としましては、第9期多度津町高齢者保健福祉計画、第8期多度津町介護保険事業計画素案のパブリックコメントを令和3年1月6日から1月19日までの2週間、町ホームページと高齢者保険課窓口にて行いましたが、内容についてのご意見等はいただいております。また、現在、町ホームページに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の事業計画素案より、調査の概要と調査項目ごとの結果分析を抜粋して掲載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

今回、令和3年の1月議会にパブレットコメントを出された、結果はゼロ件であったと。以前、令和元年12月にも一般質問でいたしましたが、パブリックコメントという方法は、過去の事例を見ますと、町民の意見は得られず、前回に質問した時には、たしか7回目のパブリックコメントを行ったということで、今回、8件目となって、やはり、パブリックコメントでは、住民の声がなかなか集まらないというのは、多分お分かりになったと思うんですが、いかがでしょうか。また、意見はアンケートで十分であり、住民にさらなる要望っていうのは、こちらでまとめて判断するという風な誤解を招きますが、いかがでしょうか、再質問いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

パブリックコメントの部分につきましては、やはり周知のやり方というのは2週間で、ホームページと高齢者保険課の窓口という手法しか考えてはおりませんでした。

意見につきましては、その部分については、ある場合もございますので、そのところについては、あるものと思っておりましたけども、結果的にはなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望を少し述べさせていただきます。

高齢者の皆さん方は、ホームページっていう、パソコンを開いてパブリックコメントを見ていくとか、そういう検索する方はごく一部であります。また、そのパブリックコメントまで到達される方は、その中のまた一部だと判断しております。

やはり、行政側は、こういう高齢化社会の中で、その介護問題っていうのは非常に重要な案件でございます。その場合の意見を求める際は、パブリックコメントということは、行政側で伝達手段としては大変大事な手法でございます。しかし、内容が介護予防ということであり、皆さん方の意見を求めるということとしては、私は不適切で不十分であると考えますので、これからは、そういう意見を求める場合は、何らかの方策をとって住民の声をよりよく集めるということに心がけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

プレフレイルに対する町としての取組はどうするのかについてお伺いをいたします。

1点目、プレフレイル有症者の要介護発生率が高いと思いますが、本町での総合事業の中での見解をお伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員のプレフレイルに対する町の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありますとおり、国立長寿医療研究センターの老年症候群による大規模コーホート研究によりますと、65歳以上のプレフレイルに該当する高齢者の割合は49.6%と高齢者の半数近くがプレフレイル有症者であると言われています。

そもそも、プレフレイルとフレイルの状態を判断する方法としては、体重減

少、主観的疲労感、疲れやすい、日常生活活動量の減少、歩行速度の低下、筋力、握力の低下の5項目のうち、3項目以上該当するとフレイル、2項目以下の場合はフレイルの前段階となるプレフレイルであるとされます。

また、認知的機能の脆弱化が見られる高齢者は、認知機能が健常な高齢者に比べて、要支援、要介護状態に移行するリスクが2から3倍高いとも言われています。

フレイル状態となる背景には、身体的な面でなく精神的、社会的な要因が重なり合っていることが多く、フレイルに対する具体的な治療法は見つかっておりません。

そこで、令和2年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が国より求められることとなり、その一環として、後期高齢者を対象とした特定健診の際に使用される質問票がフレイル対策に使用できるものに変更されました。本来であれば、この質問票で得た情報を分析し、保健師等の専門職が主となって計画を立て、介護予防と重症化予防を行っていくこととなっておりますが、多度津町では、現在、主となる専門職による体制が整っていない状況にあります。

今後、専門職による体制を整備し、専門職の立てた計画に基づき、現在行っている通いの場での、以上の視点に基づく支援等でフレイル、プレフレイルの予防を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をいたします。

私も今、課長が答弁された同じ内容の部分を調べてまいりました。この中で今、回答の中にありました、本来であれば、この質問票で得た情報を分析して、保健師等の専門職が主となって計画を立て、介護予防と重症化予防を行っていくことというのは非常に大事であると、私も今回、認識しました。

その中で、多度津町では、現在、主となる専門職の体制が整っていない状態でありますという風にお答えされましたので、これも集いの場で、医療の視点に基づく支援等でフレイル、プレフレイルの予防を行ってまいりますと。

今、本町の場合で調べさせていただきました。65歳から69歳の方は、現在、多度津町では1,617名、70歳から75歳の方は1,973人で、合わせて3,590人のうち、これがそのプレフレイルに該当するという風な49.6%の係数を入れますと、多度津町には1,780人となりまして、その辺、町にとっては、その近い数字が現れているのではないかと思います。

その概算数字ではありますが、これ少くない人数でございます。そのような状況でありますので、約1,780人ですね。そういう方が、今、早期対策の必

要があるということです。本当は、もう少し具体的に多度津町としてこうやるべきであるという時点に来ておられると思いますが、具体的に何か、そういう保健医療、個別指導、そういうものがあれば、お答え願いたいと思います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたように、専門職の体制が今現在は整っていない状況でございます。また、体制が整った時に検討してまいりたいと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望とさせていただきます。

やはり、1,790人という人数を、概算ではありますが、そのような方が多度津町にいらっしゃるということは、今後早急に対策をお願いしたいと思えます。その対策が遅れば、健常者からプレフレイルになる確率は2年間のうちで7%ほど、またプレフレイルの方が要介護者になるっていう可能性は約45%ぐらいございます。約2年間の間で推移していくことですから、時間的な猶予はないと私は判断いたします。早急に今年度中にも、ある程度の策定案を充実していただきたいと思います。これは私の要望ではなく、多度津町の皆さん方で、こういうお悩みを持った方々の切実な希望として要望いたしますので、よろしくご判断をお願いしたいと思います。

次は、2点目に参ります。

介護を必要とされる方で、要支援から要介護へ移行する事例は多く、そのような傾向の中で軽症化の促進、重症化の防止はどのように図られているのか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の要介護認定者の重症化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢化が進展する中で高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう地域の課題を分析し、介護予防、健康づくりの推進や高齢者の住宅生活の支援、地域における支え合いの体制づくりが重症化の予防に繋がると考えております。

第9期多度津町高齢者保健福祉計画及び第8期多度津町介護保険事業計画において自立支援、重度化防止に係る取組を示しており、地域包括支援センターの役割は大きくなると思っております。

また、令和2年度から、自立支援に向けて要支援者のケアプランを2から3ケースの検討をする地域ケア会議を月1回開催しております。理学療法士、

管理栄養士、薬剤師、保健師、社会福祉士等が出席、それぞれの専門職の立場から意見を出し合い、より自立したその人らしい生活を送れるよう議論し、ケアプランに反映させるようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問させていただきます。

重症化予防としての本町の取組ですね、これは糖尿病重症化予防、歯科保健指導、歯科受診勧奨、CKD受診勧奨とありますが、その他の重症化予防も必要と思われますが、これに対して、重症化予防の取組をもう少し詳細に教えていただきたいと思います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えいたします。

今、古川議員がおっしゃられました部分の対応だけだと思っております。ちょっと資料がございません、申し訳ございません。ちょっと認識不足で持ち合わせておりませんので、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、この第2期多度津町保健推進事業計画の中で、データヘルス計画っていうのがございまして、この中で、ただいまの重症化予防対策については述べられております。しかし、重症化予防と言いますと、筋力の低下とかそういうもので、生活のレベルが非常に極端に下がるということですね。そういうことは、やはり筋力の低下ということが、ADL、これが非常に下がるということで、これも寝たきりになる可能性は非常に高いと思います。

また、栄養指導ということも、極端な栄養が偏った方が筋力が低下したり、それから内臓疾患を起こしたりするということは非常にケースは多いと思いますので、その辺の施策を進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目ですね、フレイルを引き起こす筋力の低下や歩行速度の低下は、通常、サルコペニアと診断されますが、これに対する実施要領及びお考えがあれば伺いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員のサルコペニアに対する考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

サルコペニアとは、筋肉量が減少して筋力低下や身体機能低下を来した状態を示しますが、サルコペニアはフレイルの一つの要因として考えられます。その予防のためにも高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の体制が整

いましたら、通いの場において身体機能や筋力を維持してサルコペニアの状態に陥らないように運動や栄養に関する指導を行っていくことができるのではないかと考えております。

また、地域包括支援センターが令和3年度から開始する事業として、地域リハビリテーション活動を計画しております。本町のたどつ音頭に合わせ、たどつ音頭の振りつけをベースとし、町内医療機関の理学療法士の監修により介護予防体操とし、普及啓発していく事業でございます。この体操を高齢者の通いの場などに普及し、高齢者が集まるたびにこの体操を行うことで予防に繋がると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁対しまして再質問いたします。

答弁の方では、地域包括支援センターの方が今年度から開始する事業として、たどつ音頭とか、また振りつけをして、これも医療機関の理学療法士の監修で介護予防体操としてそれを行うということで、やはり筋力の低下を向上するということの施策が十分伝わってまいります。

しかし、まず介護予防に参加される方、総体的にいくと、そういう方たちはこの場に集いはできますが、本来、個人個人の様々な症状が違いますので、これは筋力の低下とかってというのは、個人レベルが非常に相違しているものですから、個別個別ってということが重要化されていると認識しております。

例えば、国立長寿医療研究センターでは、筋肉の低下は、栄養、アミノ酸の摂取や運動、筋肉を収縮させるインシュリンの3つが筋肉を作る刺激として大切であると指摘されております。刺激に対する反応性は加齢によって低下しますが、刺激が一定以上であれば筋肉合成は正常に行われるとされ、特にアミノ酸の摂取は、毎食一定の量を採ることが望ましいとされております。また、この治療法は、即効性がある治療法がないからこそ、日頃からの生活習慣の見直しなど日常的な心がけが大切であるという風にも書かれております。

ですから、個人レベルで非常に違う症状でございますので、全体的に皆さん方を集めて参加させて、理学療法士の方が監修されているから、色んな面で総体的に考えて、筋肉量を動かしたり、そういうことは十分に検討されと思うんですが、個人によって握力の低下または筋肉量の低下また持続力の低下とか様々なものがございますから、直接、ピンポイントでそういう風な指導をするっていうのが本当に大事なんではないかと思っておりますので、サルコペニアに対する考え、これをもう少し詳細にお答え願えればと思っております。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えさせていただきます。

サルコペニアという部分の言葉についても、私、認識不足で細かいところまでの認識はございませんので、これは、また今後、個人個人に合わせたということにつきましては、協議の中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございません。要望ですが、今、高齢者保険課、元は福祉保健の方が一体化になっておりまして、施策っていうのが1つの課で行っておりまして、機構改革等で2つの課に分かれて分業化されたことで、なかなかうまくいかない点がございますが、ただし、専門的に図っていくことは非常に可能だと思うんですね。ですから、高齢者保険課が行っている課の全体の中で、仕事は非常に重要なセクションであり、また国保の我々が使っている給付金、これは今から右肩上がりになっております。後期高齢者の方も、保険料っていうのが右肩上がりになって、給付金を変えたり大規模保険者が負担を、要するに値上げしながら将来のために進めていくっていうのは分かりますが、やはり、予防という施策も非常に大事かと思っておりますので、その点については、様々な研究をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

健康寿命延伸を図るために、ADL、日常生活活動テストが必要となりますが、本町としての取組をお伺ひいたします。

1点目に、高齢者に対し、高齢者新体力テストを行うことは、より詳細なデータを得ることができると思ひますが、本町での試みはあるのか、お伺ひいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の多度津町における高齢者の新体力テスト実施の試みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

そもそも高齢者の新体力テストとは、65から79歳を対象とした体力測定の測定項目、判定基準のことで、65歳以上の場合、体力測定を実施する前に、ADLに関するテストを行い、スクリーニングの判定基準により体力測定の実施項目を決定します。体力測定の項目には、10メートルの間に2メートル間隔で置かれている障害物を跨ぎ越ししながら、スタートからゴールまでを歩く時間を計測する10メートル障害物歩行や普段歩く速さで歩き、6分間で移動した距離を測定する6分間歩行、目を開けたまま何秒間、片足立ちで立っているかを測定する開眼片足立ち等がございます。

各測定項目と測定方法の詳細は、文部科学省が示す新体力テスト実施要項等で解説されていますので、特別な施設でなくても測定環境を整えられれば、どこでも実施可能なものとなっておりますが、高齢者の場合は転倒等のリスクが高いため、補助者とともに行うことが推奨されています。

現在、多度津町の医療や介護部門における事業所においては、高齢者の新体力テストを行っておりませんが、今後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の体制を整備し、高齢者の新体力テストを行うことも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をいたします。

新体力テストを本町は行ってないっていう答弁をいただいて、それは予め予測しておりました。まず、新体力テストについて、どのようなものであるか。これ新体力テストの項目に基づきまして、8名の方がADLの反応得点として、先月2月13日に握力また上体起こし、それから開眼片足立ちとか10メートル障害、6分間歩行などを行って、現実に様々な業種の方がいらっしゃって、ほとんど65歳以上の方がどんな状況にあるのかをまず調べたのが、まず全体の方が第1ページにあります総合得点でございます。その2ページ目にあります体力評価テストの項目別としましては、一番右の端が各平均値なんですけど、これを見てもお分かりになるように、様々な方が個人レベルがございます。ある方にとっては、開眼の片足立ちが、平衡感覚が保てないと、持続性ですね、筋力が保てないと。100メートルの障害物歩行では、とっさの瞬発的な筋力が働かない。6分間の歩行では持続性がいかない方ですね。また、意外と握力が60歳を超えて非常に低下している。また、3ページ目には、Aさんの体力テスト評価として、例題チャート方式を設けまして、10点のうち何点かあるっていうことを表しております。これ6分間歩行とか、また色んなところで個人レベルが非常に大きいということが伺えられております。

一番最後に、Aさんの体力測定を行ったんですが、点線の全国平均から著しく6分間歩行とか10メートルの障害物、また上体起こし等が著しく低下されていると。皆さん方は67歳、私の同級生でございますが、同じ年齢の方でもこれだけ個人レベルがあるということですね。

先ほどから質問で何回も申しておりますが、個人レベルで平均値よりもどこが劣っているのか、新体力テストは、このように個人レベルで、どこが劣っているのかということを抽出して、そこにピンポイントを与えまして、特に6分間歩行やったら、持続力を保つためにどのようなリハビリを行うのか、

また筋力体操を行うのかっていうことが第三者によって異なることが伺えます。

それで、再質問は、何度も申しておりますが、点数をつければ個人レベルが低下しているところが個人個人で違っていると、また、新体力テストは、分析、このようなレーダーチャートをしますと、どこが劣っているのか分かる方法でございます。

また、新体力テストを行う場合、これ多度津町の公表の場としては、温水プールや健康センター、湯樂里等でも可能であると思いますが、新体力テストをもし行うのであれば、そういう場で行うのはいかがでしょうかという、私の提案でございます。できればお答え願いたいと思います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の再質問にお答えいたします。

こういった体力測定をする場所については、まだ専門職の職員を要望している段階でございますので、人員が整いましたところで検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございません。要望ですが、これは実際取り組みましたところ、新体力テストに基づいて簡単な設備で測れるということで、測った部分で、データの集積とか分析は大変でございますが、やろうと行えば、すぐにもできるようなテストでございます。是非本町も今から早急に実施していくという風なことでお願いしたいと思います。

それでは、時間の関係もでございますので、次の質問に入らせていただきます。

ADL、日常生活活動テストの結果、個人に対するアドバイスが必要となりますが、その後の措置はどうなるのか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員のADL、日常生活活動テスト後の措置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ADL、日常生活活動テストとは、休まないでどのぐらい歩けますか、正座の姿勢からどのようにして立ち上がれますか、目を開けて片足で何秒ぐらい立っていられますか等の日常生活に関する設問に回答していくテストです。

前段のご質問にありました高齢者の新体力テストの前に実施し、このADLテストの結果によっては、高齢者の安全のために体力測定の一部を実施しないこととなります。

ADLテストの設問は、日常生活における設問から身体機能の状態を把握す

ることができるため、設問の結果によっては、専門職による運動や栄養に関する指導に繋げていけるものと考えます。

今後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の体制を整備し、高齢者の新体力テストと併せ、ADLテストの結果によって指導を行うことも検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問たくさんございますが、時間の関係により次の質問をさせていただきます。

3点目になりますが、健康寿命延伸を図るためには、速やかに実施する必要があります、医療との連携、作業療法士、理学療法士との連携が必要になっておりますが、どのように行政は連携を図るのか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

古川議員の健康寿命延伸を図るための医療等との連携についてのご質問に答弁をさせていただきます。

健康寿命とは、日常生活に制限のない期間のことで、2016年には男性72.14年、女性74.79年となっており、国においても、令和元年に行われた2040年を展望した社会保障働き方改革本部において健康寿命延伸プランが示され、2040年度までに健康寿命を男女とも3年以上延伸することが目標とされました。そのプランの中では、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防、重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防といった世代を問わない対策が求められています。

多度津町の医療、介護部門といたしましては、その対策の一環として、高齢者保険課に設置しております在宅医療・介護連携支援センターの相談支援員が主となって、地域の医療機関や介護施設の関係者、医師や看護師、介護支援専門員等が集まる多職種研修会を開催しております。その研修会において課題を共有し、意見を交わしながら地域との連携を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入る前に、時間がございませんので、所感を述べさせていただきます。

第9期多度津町高齢者保健福祉計画、第8期多度津町介護保険事業計画案について報告されておりますが、今後は、保険給付費が増大し、第1号被保険負担額が改定しましたが、2025年には迫る負担額の増加を検討しなければならないと思っております。

問題は、財源のほかに、高齢者ご自身が健康であり、健康寿命を延ばし、老

後はできるだけ自立していいたいという願望が強く伝わってまいります。是非とも将来は、この多度津町に住む住民の方は明るい未来であってほしいと強く要望いたしまして、古川 幸義の質問を終わらせていただきます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願いいたしますします。

介護予防事業と多度津町成人式の大ききは2点、質問させていただきます。

最初に、介護予防事業についてです。

令和2年9月定例会において、私の一般質問にご答弁いただきましたが、多度津町では、令和2年度に、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第9期多度津町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画を作成、令和3年1月6日から令和3年1月19日までの間にパブリックコメントを実施し、その後、1月21日に私たち議員に対する説明会を行いました。

私もパブリックコメント中に計画の内容を拝見させていただきました。そこには、本計画では、制度、分野ごとの縦割りを越えた取組によって地域共生社会の実現を目指すことから、介護、保険、福祉関係課だけでなく、企画、総務、交通関係課との相互連携が必要となることから、庁内の組織横断的な連携体制の強化とともに、施策の検討を行うに当たり、庁内関係課により構成する検討委員会において施策の方向性について詳細な検討を行い、本計画を作成しましたとあり、チーム多度津づくりの一つのきっかけになったのではないかと大いに期待するところです。

先の議員説明会において町長は、介護予防に力を入れるとおっしゃっていましたが、私も昨年3月定例会において、介護予防事業の重要性について質問させていただきました。

今回の計画に記載されている介護予防事業の中の次の8点について質問させていただきます。

1点目、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業が介護予防・日常生活支援総合事業です。

この総合事業は、大きくは要支援者を含む総合事業対象者として認定を受けた方を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上全ての人を対象とする一般介護予防事業の2つに分かれます。

そこで、1つ目の質問です。

今回の制度改正により、令和3年度からは市町村の判断により、要支援者に加えて要介護者に対しても介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となりましたが、多度津町ではどのように対応するつもりでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護予防・生活支援サービス事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の介護保険法施行規則の一部改正は、市町村の補助により実施される第1号事業サービスについて、令和3年度から要介護認定者の利用が可能とするものでございます。

本町におきましては、通所型サービスB事業、訪問型サービスD事業が該当し、来年度から要介護認定者も利用できるように要綱を改正するとともに、事業所等への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、2点目です。介護予防・生活支援サービス事業についてです。

多度津町では、現在、通所型サービスとして、予防通所介護と同様のサービスである通所介護、緩和した基準による通所型サービスA、住民主体による支援の通所型サービスBを実施しているということですが、通所型サービスA事業は利用者がいないということです。なぜ利用者がいないのでしょうか、その原因は何だとお考えでしょうか。

また、実施に向けた今後の検討が必要と記載されていましたが、改善の方向をどのように考えているのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の通所型サービスA事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

通所型サービスAは、平成29年度より町内3事業所を指定許可し、平成30年

度に追加で町外 1 事業所を指定許可しておりましたが、現在は 1 事業所のみとなっております。

事業延べ人数の実績は平成29年度では20人、平成30年度では12人でした。令和元年度以降、利用者がいないのは、通常の通所型サービスと給付単価の低い通所型サービスAが同じ空間で行う事業所が多く、また、サービス提供内容の差別化ができなかったことが要因だと考えられます。

利用者のケアマネジメントを行うに当たり、緩和した基準サービスのうち、どのような内容のサービスを利用者が求めているか検証し、検証内容を事業所と摺り合わせることで利用可能なサービスを提供できると考えており、第9期介護保険事業計画においてサービスの提供を目指し、第8期介護保険事業計画期間中に地域包括支援センター内でのケアマネジメントから見える課題や利用者が望む通所型サービスAを検討し、介護事業所に検証内容を提案できるよう地域包括支援センターの運営方針に取り入れ、町と地域包括支援センターとのワーキングを開催していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、3点目です。

次に、介護予防・生活支援サービスの中の訪問型サービスについてです。

現在、訪問型サービスは、予防訪問介護と同様の訪問介護のみの実施であり、緩和した基準による訪問型サービスA、住民主体による支援の訪問型サービスB、短期集中予防サービスの訪問型サービスCについては、令和3年度以降、段階的に実施しますとあります。

この3つの訪問型サービス事業については、いつ頃を目途とする実施を考えているのか、具体的なお考えがあればお聞かせ下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の訪問型サービスについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域包括支援センター、社会福祉協議会と高齢者保険課で地域包括ケアシステム構築に向けたワーキングを月1回以上行っており、訪問型サービスA事業や住民主体による訪問型サービスB事業、訪問型サービスC事業の実施に向けて協議を行ってきました。

事業の実施に当たり、事業所の状況把握と意見収集を行いました。訪問型サービスA事業を行うには、事業所の人材確保、運営するに当たって不可欠な利益等の課題があり、また、訪問型サービスC事業においては、理学療法士や作業療法士等の専門職の確保が課題となっており、給付単価の緩和された各サービス事業の展開ができていないのが現状でございます。

地域包括ケアシステム構築に向けたワーキングの中で優先順位の高い高齢者の移動の問題に対し、第1層の協議体に支援ができるよう、町、社会福祉協議会、地域包括支援センターで先進地域の情報共有や本町に合った運営方法について検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、4点目です。

次に、移動支援サービスについてです。

移動支援である訪問型サービスDは、令和2年度中に実施予定でした。新型コロナウイルス感染症のため運用開始はできていませんとありましたが、運用開始の目処は立っているのでしょうか、事業の概要とともに現在の状況についてご質問いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の移動支援サービスについてのご質問に答弁をさせていただきます。

移動支援サービスである訪問型サービスD事業の利用対象者は、要支援1から要介護5までの方と、事業対象者が利用することができます。

訪問型サービスD事業については、運転ボランティア養成講座の受講修了者が担うサービスでございます。令和2年3月に運転ボランティア養成講座を社会福祉協議会が開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止につき中止いたしました。

今年度も、今月16日に健康センター多目的ホールにおいて、NPO全国移動サービスネットワークの副理事長を講師として招き、運転ボランティア養成講座を開催します。その講座の受講者のうち、訪問型サービスD事業の実施者は、町補助金を用いて専用車両の確保や損害保険に加入していただき、地域包括支援センターがケアマネジメントしたプランに基づきサービスを提供するようになります。令和3年度中には開始予定で準備を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、5点目です。

次に、一般介護予防事業についてです。

一般介護予防事業について、介護予防教室のほとんどが総合福祉センター、町民健康センター、老人保健施設湯楽里で行われていますが、参加者はどこに参加してもよいのでしょうか。その場合、送迎はどうなっているのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の一般介護予防事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

一般介護予防事業における介護予防教室は、どこの教室に参加していただいても構いません。

総合福祉センターで行っている教室では、参加費150円を頂いております。また、送迎に関しては、町内タクシー会社と社会福祉協議会が1回1台につき1,680円で委託契約し、ご自身で来れない方は1回利用当たり150円、往復利用の方は300円をいただいております。町内タクシー会社との委託金額と利用者の負担金の差額は、町からの委託料で賄っていただいております。

また、湯楽里では、施設利用料300円をいただき、教室参加には費用はかかりません。移動手段は、社会福祉協議会の巡回送迎バスを利用していただいている方もおり、費用は発生しておりません。

一般介護予防事業の参加において、令和3年度からは、要支援、要介護者であれば、訪問型サービスD事業認定をお持ちでない方は、ボランティアによる移送サービスでも送迎が可能となります。費用は、ガソリン代等の実費部分のみの費用となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、6点目に入ります。次に、高齢者の移動手段についてです。高齢者は、移動手段が少ないことから、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスD事業を今年度から実施予定としているのだと思いますが、一般介護予防事業としては、どう対応しようとしているのでしょうか。多度津町には高齢者福祉タクシー事業があり、1年間に500円券20枚を受け取ることができますが、病院受診と介護予防教室の参加を考えると、この高齢者福祉タクシー事業に加え、他の交通手段の確保も考える必要があるのではないのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の高齢者の移動手段についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう地域における支え合い体制づくりを進めるため、たどつ支え合い笑顔の会では、令和3年度中に向けて、今年度開催した運転ボランティア養成講座を受講したボランティアによる移送支援サービスを行う予定です。

現在のところ、移送サービス区間は町内のみとし高齢者等の医療機関受診、買物、金融機関、行政施設への移動支援を行う予定であり、詳細について

は、4地区の代表者と協議を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

7点目です。次に、高齢者通いの場事業についてです。

移動手段の少ない高齢者にとって、身近な場所での介護予防事業が必要だと考えます。今後の方向性として、高齢者通いの場事業は、引き続き補助を行うとありますが、多度津町内での必要数を目標値として設定し、まだ、通いの場事業が実施されていない地区に対して、町から働きかけていくというお考えはないのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の高齢者通いの場事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域における支え合いの体制づくりを進めるため、たどつ支え合い笑顔の会で身近な場所へ通える場の提供について協議してきましたが、移送支援が4地区共通の課題であり、最優先課題となり、協議を中断している状況でございます。

また、高齢者通いの場事業の補助金申請は、平成29年度8団体、平成30年度9団体、令和元年度14団体、令和2年度21団体が申請されていますが、自治会や地区の老人会、JAなど実際に通いの場を実施しているのが、補助金の申請をされていないところもあり、町内の通いの場の実施数は把握できておりません。

住民が集まる場の必要性を感じ、自らが集まることで継続な活動となり、住民主体での運営となると思います。その中で、運営に対し、一定の要件を満たす活動に補助金を交付する形が望ましいと考えております。

現在、地域包括支援センターで行われている介護予防教室の修了生向けの教室などを地域で集まれる場として地域に返していけるようにする計画の中でございます。

今後は、高齢者通いの場事業の補助の要件を満たすようであれば、補助金を申請していただき運営補助を行っていく予定であり、町内にますます通いの場が広がっていき、介護予防に繋がることを支援していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

要望です。

高齢者通いの場が地域にたくさんあることは望ましいことだと思いますが、一方で、地域に隔たりができることも問題だと思います。やはり、全ての多度津町民に対して介護予防事業を公平に提供していくためには、住民任せに

事業を進めていくのではなく、町がある程度、計画的に進めていく必要があると思いますので、この点、要望いたします。

8点目、最後に、地域リハビリテーション活動支援事業についてです。

有意義な事業だと考えますが、具体的な事業内容はどのようなになっているのでしょうか。また、介護予防は、内容の専門性と活動の継続が必要であると思いますが、その点どう取り組んでいるのでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の地域リハビリテーション活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域リハビリテーション活動は、令和3年度より開始する事業でございます。本町のたどつ音頭に合わせ、たどつ音頭の振りつけをベースとし、町内医療機関の理学療法士の監修により介護予防体操とし、普及啓発していく事業でございます。

この体操を普及させるリーダーを養成し、高齢者が集まる場に出向き、体操を訴え、普及させるとともに、体操を行った回数を多くしたところには、理学療法士や作業療法士などのリハビリテーション職員の指導の出前講座を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

要望です。これからの高齢化社会を考えると、介護予防はとても重要な視点です。介護予防事業が高齢者の身近にあり、気軽に受けることができる環境整備は、事業を推進していく上でとても大切になると思います。

環境整備の大きな柱として、移動手段の少ない高齢者に対する足の確保は欠かせない課題だと思います。これは介護予防事業だけではなく、生活手段の確保としても、とても必要なことです。予算の必要なことではありますが、高齢者の要望を聞きながら適切な、そして持続可能な移動手段の確保について、これからも取り組んでいただきますことを要望いたします。

介護予防事業は、要介護認定者の増加を抑え、介護保険給付にも大きな影響を与えることから、決して無駄な経費ではないと考えます。介護予防事業において必要なことは、高齢者のモチベーションをいかに維持するか、また、高齢者が生き生きと生きていくために必要なことは何かをしっかりと考え、取り組んでいただきたいと思います。

次に、多度津町成人式についてです。

令和3年1月10日、多度津町では、サクラートたどつにおいて令和2年度の成人式が開催される予定でした。しかし、式典を目前に控えた1月8日に、急遽、延期を決定いたしました。

この延期決定の背景としては、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、国が1月7日に1都3県に対し緊急事態宣言を発出し、翌1月8日には、香川県が新型コロナウイルス対策本部会議を開き、警戒レベルを6段階の上から3番目に当たる感染拡大防止対策期としたことにあると思います。

確かに、多度津町の成人式の開催案内には、その他の項目に新型コロナウイルス感染症対策として発出される県の要請において、成人式の開催が適切でないと判断される場合においては、中止せざるを得ない可能性があります。その際は、町ホームページにて周知しますので必ずご確認下さい。なお、状況によっては、式典まで日数が少ない中でのお知らせとなる場合もあると思いますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたしますとありました。

1月9日と10日に香川県内で予定されていた成人式は7市5町あり、多度津町を除く7市4町は式典を開催しております。

そこで、次の6点について質問させていただきます。

1点目、成人式の対象者数及び当日の新成人の参加予定数は何人だったのでしょうか。また、サクラートたどつの収容人員は何人でしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の成人式の対象者数及び参加予定数、サクラートたどつの収容人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年度成人式の対象者数は265名で、対象者には往復はがきで案内し、参加希望をした新成人は140名でした。また、保護者は新成人一人につき2名までとしており、主賓、来賓につきましても、7名と最小限としておりましたので、出席の返信のない成人も数多く参加することもありますので、参加予定数は約450名程度を予定しておりました。

なお、サクラートたどつの収容人数の定員につきましては1,000名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目です。

延期については、いつ、どのような経緯で決定したのでしょうか。開催案内には、新型コロナウイルス感染症対策として発出される県の要請において、成人式の開催が適切でないと判断される場合においては、中止せざるを得ない可能性がありますとありましたが、県からの要請はあったのでしょうか。

7市4町は実施していますが、他市町の状況は確認されたのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の成人式の延期の経緯、県からの延期要請の有無及び他市町の状況確認についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、延期決定の経緯について答弁をさせていただきます。

延期決定は、1月7日、首都圏の1都3県に対し緊急事態宣言が発出されるなど全国的に新型コロナウイルスが感染拡大状況にあったこと、一つ、県内においても、高松市でクラスターが発生し、さらなる広がりも予測されたこと、一つ、県内でも、年末から年始にかけて感染者の発生が続いていたこと、一つ、成人式と同時に開催が予定されていた県内市町の消防出初め式が全て中止となったこと、一つ、私の中では、感染リスクが高いのは、出初め式よりも成人式の方ではないかと考えていたこと、一つ、成人式は、県外からの参加者が多くいること、一つ、成人式は、同窓会的な意味合いが強いことから、式典前後に飲食を伴う会合が予想されることなどから、感染リスクが高まることに鑑み、参加者自身の安全確保や感染拡大を防ぐため、苦渋の決断ではございますが、1月8日朝、私の判断で延期を決定いたしました。これは、危機管理上の非常事態行動だと考えております。

次に、成人式の実施についての県からの要請についてのご質問に答弁させていただきます。

国からの提言として、主催者には、参加人数の制限や会場での飲食を控えること及び感染防止策の徹底、参加者へは、体調が悪い人は参加しないこと、会場内で密集しないこと、式典の前後には飲食を控えることが提言されていましたが、県からの中止の要望はありませんでした。

最後に、他市町の状況の確認についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年、クラスターの発生した小豆島町及び土庄町が中止したことは承知しており、近隣の市町の動向につきましても確認をしておりましたが、判断に苦慮している市長、町長も多くおりました。しかし、中止を決断する市町はありませんでした。

しかしながら、成人式の主催は本町でありますので、実施の有無についての判断は本町が決断するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

3点目です。

当日予定していた市町の中で、式典を行わなかったのは多度津町だけでしたが、新成人やそのご両親の気持ちをどう思われたのでしょうか。町長及び教育長のお気持ちをお聞かせいただけたらと思います。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の新成人やそのご両親の気持ちをどう思ったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新成人やそのご家族の皆様、関係者の皆様におかれましては、この日を楽しみにし、人生の節目となる大変貴重な機会のため準備を進めてきたと存じておりますので、大変申し訳なくお詫びを申し上げます。

しかし、成人式を実施することによって感染リスクが高まることが払拭されないため、参加される皆様とそのご家族の皆様の安全の確保とともに、感染拡大のリスクを避けるためのやむを得ない措置でありましたので、大変ご迷惑をおかけいたしました。何とぞご理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

天野議員の新成人やそのご両親の気持ちをどう思ったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

人生一度限りの記念すべき式典を何とか開催したいと思い、準備を進めてまいりましたが、延期という結果となってしまう、成人式を心待ちにされていた新成人並びにご家族の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。これも新成人の皆様やご家族、ご友人など大切な方々の安全を最優先に考えた町としての決定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

今後も、新成人の皆様方の気持ちに寄り添った対応を取ってまいろうと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、4点目です。

新成人に対する当日の中止について、私の知る限りでは、令和2年度の成人式延期の知らせを速達で送り、フェイスブックにも掲載されていたようですが、1月8日に決定した通知を速達で送っても、新成人には、成人式前日にしか届かず、またフェイスブックでは十分な周知ができとも思えません。その他の周知について、どのような方法で行ったのでしょうか。また、十分な周知ができたのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の新成人に対する当日の中止の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の延期対応についての周知につきましては、新成人には速達で文書を送付するとともに、町のホームページでの掲載、ツイッター、フェイスブックでの周知を行うとともに、マスコミ各社へも情報提供を行いました。また、これまで成人式の運営に協力いただいていたプロジェクトチームのメンバーにも連絡し、その連絡網で周知をしていただきました。

十分な周知ができたのかについてのご質問ですが、決定から周知までの期間があまりにも短かったこともあり、十分ではなかったかも知れませんが、1月10日当日、教育課職員がサクラートたどつの駐車場で待機しておりましたが、間違えて来られる新成人はいませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

開催案内には、ホームページにて周知するとありました。今の答弁の中にも、ホームページへの掲載は行ったということですが、数日で削除した理由は何なのでしょう。

また、一時期、ツイッターに多度津町から令和2年度多度津町成人式の延期についてというタイトルで、令和3年1月10日に開催を予定していた式典については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期させていただきます。詳しくはホームページ等をご確認下さいとして、多度津町ホームページのメールアドレスを掲載しています。しかし、そのアドレスをクリックしても、ファイルまたはディレクトリーしか見つかりませんと出るだけで、ホームページ上には存在しませんでした。この点についてどういうことか、ご質問いたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問にお答えいたします。

まず、成人式の延期についてのホームページ掲載について、その後、削除がすぐされたという話ですが、その件につきましては、その後に新成人に対しまして、開催時期とレンタル衣装のキャンセル料についてのアンケート調査を行うことといたしました。その中で、新成人一人一人に対して、開催時期については、当初の話ではお盆の時期っていう形でさせていただいておりましたが、そのアンケートの参考にさせていただいて開催時期を決定するという風にさせていただきましたので、ホームページの内容と齟齬が生じるような形もございましたので削除させていただいたような経緯がございます。

また、ホームページの連絡先等をクリックしても町教委なり役場なりに繋がらなかったことにつきましては、こちらの方のミスでありますので、お詫びさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問ですが、有難うございました。

続きまして、5点目です。

急な延期決定ですので、既に帰省をしていたり、女性の場合は着つけの予約

をしていたと思いますが、それにかかった費用について、町として何らかの補償をするお考えはあるのでしょうか。また、参加できなかった新成人に対する心のケアやフォローをすべきであると考えますが、町としてどのように対応しようとお考えでしょうか。

町は2月1日付で、令和2年度多度津町成人式延期後の開催時期及びレンタル衣装キャンセル料金についてのアンケートを送付しているようですが、新成人に対する成人式延期への言葉としては、送付文書の冒頭に、令和3年1月10日に開催予定であった令和2年度多度津町成人式につきましては、新型コロナウイルス感染防止を最優先に考えた対応でありましたが、直前で延期になったことにつきましては、改めてお詫び申し上げますとあるだけで、延期になった経緯の説明もなければ、県内で多度津町だけが延期の対応をした理由にも触れていません。

先ほど述べさせていただいた令和2年度成人式延期のお知らせの文書でも同様のことが言えます。この文書の内容で、新成人への心のケアができるとお考えでしょうか。

また、アンケートは、2月26日までにご返送下さいとありましたが、本日は3月8日です。半月が経過しています。キャンセル料の対応につきましては、今回の3月定例会の補正予算案の中に多度津町成人式レンタル衣装キャンセル料助成金交付事業として、一人10万円を上限とする80人分、800万円が計上されていることから、ある程度の方向性が出ていると思いますが、その内容についてご質問いたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の着つけ等にかかった費用についての補償及び参加できなかった新成人に対する心のケアやフォローについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、成人式延期に伴う晴れ着等のレンタル衣装のキャンセル料についての対応についてでございます。

レンタル衣装のキャンセル料につきましては、助成金という形での対応を考えております。その金額等の内容につきましては現在協議中でございます。今回のアンケートでのキャンセル料についての回答等も参考に決定したいと考えております。

本議会に補正予算で計上させていただいております助成金の概算費用につきましては、今回のアンケートを反映したものではなく、他県で実施している制度や少人数の情報収集により算出した金額に参加予定であった女性等の人数で算出したものであり、先ほども答弁させていただきましたとおり、これから制度設計等をしようと考えております。

続いて、参加できなかった新成人に対する心のケアやフォローについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の成人式延期につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新成人の皆様、また新成人の周りにいるご家族や友人等の大切な人を守るために、主催者である町が決定したものであります。楽しみにされていたご本人やご家族の皆様にはご迷惑をおかけいたしました、ご理解をいただきたいと存じております。

新成人に対する心のケア、フォローにつきましては、延期し実施する成人式について、新成人の多くの意見等が反映できるよう、プロジェクトチームの方々とも協議しながら実施に向けて取り組むことが新成人のためになることだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

帰省にかかった費用の補償については、どのようにお考えでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問に回答をさせていただきます。

帰省にかかった費用については、現在のところ、助成金の対象とは考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

今後、きちんとした検討をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

再度、再質問です。

丸亀市では成人式を開催いたしました。成人式開催後には、市のホームページに「令和3年丸亀市成人式への参加を見合わせた新成人の皆さまへ」と題して、市長、教育長のお祝いメッセージや恩師のビデオレターなどを掲載しています。多度津町でも新成人に対して、延期になったことへのメッセージを早急に掲載すべきだと思い、町のホームページを注視しておりましたが、何の対応もなされていませんでした。この点、どういうお考えだったのでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員のホームページの方に町長や教育長のメッセージがなかったこと等、ホームページの対応が良くなかったのではないのかという再質問に答弁をさせていただきます。

まず、ホームページへの対応につきまして、延期後の対応につきましては、色々と教育課内や課内を越えて協議をしており、具体的な対応が決定されていない段階で、ホームページに新たな内容を更新することができなかったというのが事実でございます。

また、今、ご指摘がございました町長、教育長のお祝いメッセージ等も考えられなくもなかったとは今感じておりますが、多度津町の場合、中止ではなく延期であったということもありまして、実際の式典の折にお祝いや励ましが伝えられると考え、そこに思いが至らなかったというのが正直な気持ちでございます。

また、アンケートを発送した段階で、新成人の皆様には、多度津町が今やろうとしている対応や考え方がある程度分かると思われました。しかし、一般の町民の方に向けて、アンケートを実施していることなどをお知らせすることはできたと考えております。

なお、アンケートの回答期限は先月の26日でしたが、アンケートを実施していることとかアンケートの内容、期限が過ぎてもご意見を寄せていただいたら、それもまた参考にさせていただきたいという旨をホームページにアップをしております。

いずれにしても、ホームページの活用につきましては、今回の成人式のだけではなくて、今後、教育課に関わる行事や施策の広報の仕方について十分生かしてまいりたいと思っております。

先ほど答弁の中で、新成人に寄り添ってという風なお話もさせていただいたのですが、教育課の方は1月8日の朝に延期を決定した後、数時間たたぬ間に多くのご意見やお考えが電話で寄せられました。その後、メール等でも寄せられております。直接、教育課の方へおいでいただいたご意見をいただいた方もございました。

教育課の職員は、その一つ一つの意見というのをしっかり受け止めてはおります。ただ、アンケートを実施した上で、今後決定していることが、お一人お一人の考えや意見に合うということはなかなか難しいことでございます。開催時期についても、ある方にはご要望にお応えできることもあれば、ある方にはそうでないこともあると思います。ただ、一人一人のお考えというのを踏まえた上で、また検討して決めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。

これは要望です。ホームページの活用について、新型コロナウイルス感染症

対策については積極的に活用されていると思いますが、今回の成人式アンケート結果につきましても、ホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

最後になります。

多度津町の成人式は延期ということですが、今後の予定はどうなっているのでしょうか。

アンケートの選択肢の一つに、令和4年成人の日の時期とありましたが、令和3年度新成人と一緒に成人式を実施しようというお考えがあるということでしょうか。新成人の方は、なるべく早い実施を望んでいると思いますが、5月のゴールデンウィーク中に実施するというお考えはないのでしょうか、併せてご質問いたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の成人式の今後の予定についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、アンケートにおける、3.令和4年1月の成人式の日の時期についてですが、議員ご指摘の令和3年度成人式と一緒に実施というのではなく、その前日等も含めて直近の日を想定しております。

続いて、ゴールデンウィーク中の実施についてですが、再度の成人式の延期は避けなければならないと考えましたので、延期を決定した時点で本年5月の開催については、コロナウイルス感染が終息していない可能性が高いと予測したため、それ以降の日程といたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

要望です。

こちらにありますのが四国新聞、見えますかね。コロナ、地元志向、8割、香川で暮らしたい、大きく載っています。成人式に参加した新成人の約8割が、将来地元に戻って来たいと望んでいるということです。今回の多度津町の対応は、新成人にとって、ふるさと多度津町に大切にされていると感じたのでしょうか。

第6次多度津町総合計画の町長の挨拶では「町民の皆様がいきいきと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります」とありますが、新成人にとっては、成人式は人生に一度、生き生きと輝ける日となるはずだったのではないのでしょうか。将来、この多度津町に戻って来たいと感じている新成人は、果たして8割いるのでしょうか。

第6次多度津町総合計画の将来像の最後に「ともに地域を知り、ともに歩むことで、「たどつ」に対しての誇りと愛着が生まれ、そのことが、きっとま

ちづくりの原動力になります」とあります。もう一度、この言葉の意味をしっかりと噛みしめていただき、町民目線で町民に寄り添う行政運営により一層努めていただきたいと思います。

町民に対する迅速な対応は常に必要ではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症の見通しがなかなか立たないのは理解しておりますが、新成人の皆様方は、一生に一度の成人式を楽しみにしております。なるべく早い段階で何らかのメッセージと再度のご案内が出されることを、また、町のホームページでは、町民皆様との連携、連絡を取る大変大切なツールの一つだと思います。十分に活用していただけることを併せて要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問を終わります。

これにて昼食に入りたいと思います。

再開は13時、1時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後00時06分

再開 午後 1 時00分

議長（村井 勉）

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

次に、2番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、本町内外で新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に対して、謹んでお見舞い申し上げます。

昨年からの同感染症拡大により、国民生活に大きな変化や影響が生じています。その影響を軽減させるため、国は防疫、衛生、経済、教育など色々な面での支援策を講じています。そのうち、国の第1次、第2次、第3次の補正予算において、各地方自治体で自由に用途を決定し、その自治体に見合った事業を実施することを目的とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることが決定しています。

本町においても、その第1次及び第2次補正予算分の臨時交付金に関わる町の補正予算が昨年8月の臨時会及び9月、12月の定例会において可決され、第3次補正予算分については、今後予算化されるものと考えています。

このコロナ禍にあって、漁業者、農業者及び中小零細企業並びにそこにお勤めされている方々の経済的な悪影響が徐々に顕在化しました。町としては、

住民の生活を守り、その助成策を考えなければならないと思います。

そこで、2点質問します。

1点目は、昨年8月の臨時会において可決されたプレミアム付たどつ共通商品券・食事券について、2点目は、今後の漁業者及び農業者への支援策についてです。

1点目のプレミアム付たどつ共通商品券・食事券は、多度津商工会議所が発行し、町が同会議所に補助金を支出する枠組みとなっており、この商品券の使用期間は昨年11月22日から本年2月21日とされていました。私がお伺いしている限り、住民の皆様からの評価はおおむね良好であったようです。

そこで、このプレミアム付たどつ共通商品券・食事券について、3点お伺いいたします。

1点目、プレミアム付たどつ共通商品券・食事券の発行枚数、応募枚数、引換枚数、換金額についてお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員のプレミアム付たどつ共通商品券・食事券の発行枚数、応募枚数、引換枚数、換金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回のプレミアム付たどつ共通商品券・食事券の販売につきましては、ご質問にございますとおり、多度津商工会議所が販売主体となり、本町が同商工会議所に対して補助金を交付する枠組みとしておりました。

販売につきましては、1万2,000円相当の商品券と2,000円相当の食事券を1セットとして、1セット1万円で引換えを行いました。1人当たり最大で5セットまで引換え可能とし、総発行セット数は1万セット、発行総額は1億4,000万円で行いました。

プレミアム付商品券の購入希望のはがき申込みは3,938通で、厳正な抽選の結果、2,532通が当選となりました。そのうち、2,486通の引換えが行われました。セット数で申し上げますと、1万セットのうち9,820セットが引換えされました。引換率は98.2%でございます。

その引換えされたセットの総額は1億3,748万円で、それに対する2月26日現在の事業者への換金額は1億2,600万円で、換金率は91.65%でございます。

なお、換金の最終期限は3月12日でございます。事業者の皆様には換金漏れがないように、同商工会議所を通じて注意喚起を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

1万セットのうち、引換えがされていない商品券があるようですが、その理由及びその商品券を再度抽選しなかった理由をお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答えいたします。

まず、引き換えられなかった商品券につきましては、申込はがきには1枚につき5セットまで応募できますが、引換え時に引換希望セット数が少なかった場合とか、当選はしたものの、引換えを行わなかった場合などがあつたのではないかと推察をいたします。

次に、引換えされなかった商品券を再度抽選しなかったことにつきましては、引換所から商品券への引換期日が11月24日から12月11日までとしていたため、再度抽選したとしても、使用期間が約1か月足らずと短くなる点や、引換えされなかったのが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、180セットと少数であつた点、また、公平性の観点からも控えたものでございます。

以上、答弁といたします。

議員（門 秀俊）

2点目、1月にKAGAWA Go To Eatで1月19日から2月7日までの間、食事券の利用自粛の協力要請がされ、その食事券の利用期間が3月31日から6月30日まで延長されましたが、本町の共通商品券・食事券の利用期間の延長がなかった理由をお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の本町の共通商品券・食事券の利用期間の延長がなかった理由のご質問に答弁をさせていただきます。

本事業につきましては、ご質問にもございますとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した交付金事業でございます。このため、年度内での事業完了が前提でございます。

また、香川県のGo To Eatの自粛要請が発表されたのが1月19日でありましたので、その時点では、本町独自の商品券につきましては、おおむね利用がされていた状況であつたと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

年度内に事業を完成しなければならないということは理解できますが、使用期限の延長については、今後、同様の事業があつた際には、国と協議する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答えいたします。

香川県のGo To Eat事業は、農林水産省の予算を活用して、高松商工会議所が主催している事業でございました。また、その予算も翌年度への

繰越しが可能な予算組みとなってございましたので、6月30日までの延長が可能になったものでございます。

しかし、本町と同じように、今回の、これ内閣府の交付金でございますが、今回の交付金を活用してプレミアム付商品券事業を行っている自治体が数多くございますので、他府県、また他市町の状況を精査し、可能であれば今後の対応の参考とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目、国の第3次補正予算分の臨時交付金を活用して、再度プレミアム付たどつ共通商品券・食事券を発行する予定はあるのか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の再度プレミアム付たどつ共通商品券・食事券を発行する予定はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にございますとおり、今年度の国の第3次補正予算に地方創生臨時交付金が計上されており、本町にも追加交付が見込まれております。この交付金の活用方法につきましては、現在、庁内で協議検討を行っている状況でございますが、令和3年度におきましてもプレミアム付商品券を発行できるよう検討してまいりたいと考えております。

発行方法といたしましては、前回と同様に、多度津商工会議所が販売主体となり、本町が同商工会議所に対して補助金を交付する枠組みを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

今年度もプレミアム付商品券の発行を行いたいということですが、見込みでもよいので、食事券の上乗せや今後の商品券の引換え及び使用についてのスケジュールを教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券事業につきましては、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおり、現在、庁内で、役場の中で協議中の案件でございます。そのため、具体的なスケジュールはまだ不明でございますが、仮に事業を行うということを前提で考えますと、食事券につきましては、次回のプレミアム付商品券にも上乗せを検討協議してまいりたいという風に考えてございます。

食事券の上乗せを行うということになれば、県のG o T o E a tの食事

券の使用期限が6月30日まで延長になっているということでございますので、その後の町内飲食店の経済的な下支え等々も考えますと、Go To Eatの食事券の使用期限終了頃からの使用開始とすれば、空白なく効果を発揮できるのではないかなという風に考えてございます。

また、商品券に関しましても、夏の需要が高まる頃の発行となりますので、一定の効果が見込まれるのではないかなという風に考えてございます。

しかしながら、これらの事業につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、現在協議中の案件でございますので、そのところにつきましてはご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

プレミアム付たどつ共通商品券・食事券の発行は、町内の中小企業者の経済活動の下支えとなり、大きな経済効果があったと思います。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減収となった住民の方々にとっても効果があったように感じます。

同感染症の経済的な悪影響がどの程度継続するのか予想することは困難ですが、まだまだ住民生活の硬直化は継続するのではないかと考えられます。国の交付金を現時点で効果的に活用することはもちろんのことですが、アフターコロナを見据えた事業も研究し、1年先、2年先を見据えた事業を検討することを要望します。

次の質問です。

今後の漁業者及び農業者への支援策についてです。

このコロナ禍で、外出や多人数での外食の自粛の影響で、飲食店の時短営業や宴会等の中止が相次ぎ、魚価等が著しく低下し、それに伴い所得も低下しています。その対策として、9月定例会において農漁業者持続化支援事業給付金が可決され、一定の効果はあったようですが、まだまだ十分とは言えないと思います。

そこで、今後の漁業者及び農業者への支援策について伺います。

先ほど説明した国の第3次補正予算分の臨時交付金の活用方法の中に、漁業者及び農業者に対する支援策は考慮されているのか、伺います。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の今後の漁業者及び農業者への支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今年度の国の第3次補正予算に地方創生臨時交付金が計上されており、本町においても、その活用方法について協議検討がされている最中でございます。

魚価の低迷や飲食店に係る状況についての事実は承知しておりますので、何らかの対策を協議しなければならないと考えてございます。

今後、その事業内容等が決定いたしましたら、令和３年度補正予算に計上してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

漁業者及び農業者への支援策を協議しなければならないということですが、どのようなことが考えられるのか、お答え下さい。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が広く認識された頃より、本町では町内３漁協、またＪＡ香川県多度津支店から度々ヒアリングを行ってございます。その中で漁業者及び農業者の状況把握に努めてございます。

その各意見を参考に、漁業者及び農業者の個々人に対する事業だけではなく、農業者、また漁業者の方々が希望される方が活用できるような事業、そういった側面からも事業の検討をしてまいりたいという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

漁業者及び農業者が希望しているのは、それぞれが水揚げまたは生産した農水産物の販路の新規開拓や安定的な市場の維持ではないかと思います。このコロナ禍にあって、インバウンドの需要は全くなくなり、国内需要開拓が重要であると改めて感じさせられました。国内、特に地方の商慣行は、インターネットによる取引が日常化したことや、リモート会議等が頻繁に行われるようになったことから大きく様変わりしたように感じます。

このような中、町の基幹産業である漁業、農業をされている方々に対しても、販路開拓等へのアドバイス、情報提供は不可欠だと思いますので、是非そのような事業が提案されることを期待しております。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって２番 門 秀俊 議員の質問は終わります。

次に、７番 金井 浩三 君。

議員（金井 浩三）

一般質問、７番 金井 浩三、１点だけ質問させていただきます。

ＪＲ多度津駅は予讃線と土讃線の分岐点であり、四国における鉄道発祥の地

でもある。鉄道により東西に分断されている街を結ぶため、老朽化した跨線橋を廃止し、新しい跨線橋（自由通路）が作られ、エレベーターも本年の2月25日供用を開始した。これにより、新しい跨線橋（自由通路）のバリアフリー化が完成した。令和4年には町役場も完成し、駅東側の景色も大きく変わることが想像されます。もとより、街のバリアフリー化は大切なことであり、約10億円をかけて跨線橋のバリアフリー化を推進したものと思います。

ところで、今年度予算で以下のような項目があり、質問します。

多度津駅バリアフリー化協議会の予算があるが、町の発展に重大な影響を与えるこのメンバーはどなたなのか。また、協議会がいつ発足されたのか、お聞きします。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の今年度予算計上している多度津駅バリアフリー化協議会についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、多度津駅のバリアフリー化につきましては、本町としましては、令和2年度当初予算に所要の経費を計上しておりましたが、事業主体でありますＪＲ四国の国への補助要望の時期の関係などにより採択されなかったことから、12月補正予算において全額不用額として補正しております。

しかしながら、ＪＲ四国が来年度からの事業開始に向けて、改めて国に補助要望を行っていることに伴い、町として法令の趣旨に則り、令和3年度予算として再度予算計上をさせていただいているところでございます。

多度津駅のバリアフリー化について、現在、ＪＲ四国が活用を予定している国の鉄道駅総合改善事業において、その補助を受けるに当たっては、関係する地方自治体、国、鉄道事業者などから成る協議会を組織し、整備計画を策定する必要があります。現時点では、当該協議会は発足しておりませんが、補助事業として採択された場合は、来年度に事業主体であるＪＲ四国はもちろんのこと、国や県などの関係機関と協議会を設立し、整備計画の策定に向けて協議を行っていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

有難うございました。

多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金の内容、整備事業の具体的な内容を説明をお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

金井議員の多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金の内容及び内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

来年度にＪＲ四国が鉄道駅総合改善事業として実施を予定している設計業務

に対するものであり、当該補助スキームにおいては、国が補助対象経費の3分の1以内、かつ県と町を合わせた地方自治体の補助額以内の額を補助することとなっており、最大で補助対象経費の3分の1を県と本町で負担する必要があることから、現時点での全体設計費約4,300万円のうち、J R 四国の単独費を除く補助対象額約4,000万円に対する6分の1に当たる670万円を、来年度、町が負担する現時点での最大額として予算計上しております。

また、その整備事業の内容といたしましては、事業主体であるJ R 四国の現時点での案ではございますが、多度津駅に隣接する形で駅舎南側、これは、現在パン屋がある方でございますけども、南側からホームへの連絡通路を整備し、駅舎側及び上下線ホームの計3か所にそれぞれエレベーターと階段を整備する案がJ R 四国より示されているところでございます。

なお、上下線ホームに設置する階段2基及び、この事業により不要となる地下道の廃止につきましては、J R 四国単独の事業となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

課長、ちょっと再質問させてもらいます。

全体設計が約4,300万円とありますが、これはもう実施設計になるのでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、工事をするための設計費ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

そしたら、もう大体、青写真ができとることですね。そしたら、この事業の全体事業の予算はどれぐらいを予定しているのか。聞くとおろると、本事業は、国、J R、地元の3等分のようなが、その場合、町の負担はどれぐらいになるのか、教えて下さい。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員の駅のバリアフリー化における全体事業費の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、多度津駅のバリアフリー化においてJ R 四国が活用を予定している補助スキームは、先ほど政策観光課長の答弁にもありましてとおり、鉄道駅総合改善事業でございますので、今後開催が予定されております協議会において、バリアフリー法及びその基本方針などに則り、整備方法や負担の在り方などについて協議を行っていくこととなります。

なお、現時点でJ R 四国より提示された案における概算での全体事業費とい

たしましては約8億4,300万円で、このうち、J R 四国の単独事業分である約1億1,300万円を除いた約7億3,000万円が補助対象事業となり、仮にその6分の1を町が負担するとした場合、約1億2,200万円が町の負担となります。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

この事業、J R 四国がメインになると思うんですが、多度津町の意見は聞いてもらえるのでしょうか、J R 四国から。よろしくお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

もちろんのこと、J R 四国さんだけではやれるもんではございませんし、決めるもんでもございません。先ほど申しました協議会により詳細が決まっていくものであり、ただし、過去におきまして、町といたしましても、J R と度々協議を重ねております。その内容について、協議会で深く審議をいただくことになるという考えでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

そしたら課長、協議会の中には町議会議員も入れるんですか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

明確なことは、ちょっとまだ協議会を立ち上げるということ、まだ至っておりませんので、メンバーというのはまだ決めておりませんけれども、参考までに、過去に協議会を設立した経緯がございます。その中のメンバーを見ますと、もちろん、国の方から運輸局は参加していただき、また香川県からも出ていただいて、J R 四国さんはもちろん出ていただいています。町といたしましては、町長はじめ町議会議員、香川県議と担当課、何課かありました。その課の課長が出席はしております。これは、あくまでその時のもので、今回の協議会にどんだけのメンバーがというのは、まだ決まっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

有難うございました。

次に、町長が常々言っていたように、駅のバリアフリー化に当たっては、約10億円をかけて作った跨線橋（自由通路）を利用した橋上駅が望ましいと思うし、ほとんどの町民もそう思っているのですが、その点、町長どうなんでしょうか、よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

金井議員の多度津駅のバリアフリー化の整備方法についてのご質問に答弁

をさせていただきます。

議員ご質問の駅バリアフリー化につきましては、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法において、地方自治体にその推進に関する責務が明記され、また、その基本方針において、一日の利用者数が3,000人以上の駅においては、令和2年度までにバリアフリー化することが求められております。

そのため、一日の利用者数が4,000人を超える多度津駅のバリアフリー化につきましては、これまで長い年月をかけて複数の案について、J R 四国と協議検討を行ってまいりました。その協議の中では、もちろん、跨線橋を利用した駅の橋上化や駅の複層化などについても検討を行ってまいりました。

まず、議員ご質問の幸見通り跨線橋を利用した橋上駅につきましては、確かに駅利用者にとって利便性の高い案であることは間違いありません。しかしながら、これまで検討を重ねる中で、制度上、構造上、また町の財政上の面からも、跨線橋を利用した橋上駅は非常に実現が困難な案でございます。

まず、幸見通り跨線橋は、建築物ではなく道路構造物として整備しており、道路幅員が3メートルであることから、建築基準法第42条に規定されている建築可能な道路の扱いを受けておらず、現状で駅を橋上化するには、建築基準法上、建築可能な敷地条件を満たしておりません。

また、駅を橋上化するために跨線橋を建築基準法上の建築物として利用するには、構造上において問題がある可能性があります。これは強度が十分ではないということです。

さらに、財政面からも駅を橋上化するために必要な費用は、当然ながら非常に多額となり、たとえ他の補助等を活用したとしても、町の負担が多額になる可能性が高いものと想定されます。

それに加え、その負担分については、現時点において起債の対象とならないことが見込まれることから、駅舎改修を伴ういずれの案も財政的に非常に大きな負担となることが想定されます。

また、現在、J R 四国と協議を行っている案につきましては、現時点では駅舎の改修は行わず、駅のバリアフリー化のみをできるだけ早急に実現する案となっております。同時に、将来的に駅舎を複層化して跨線橋と繋ぐことで、駅利用者の利便性を高めることができる柔軟な対応が可能な案となっており、現状の厳しい町の財政状況を勘案しますと将来性と財政面から、より現実的な案であると考えております。

また、J R 四国が駅を階層化にした場合、駅を2階建てにした場合ですね、この場合も、負担は全て町にかかってきます。このことにおきましても、J R 四国が日常業務として使用する駅舎の改修に町民の税金であります多額の

町税を充てることも難しいのではないかと考えております。

最後になりますが、バリアフリー法の趣旨であります高齢者の方や障害がある方ができる限り円滑な移動が行えますよう、法令に定められております地方自治体の責務を果たす中で、将来的な可能性も含め、できる限り駅利用者の利便性向上を目指し、今後は協議会等で協議を行っていきたいと考えております。

先ほど金井議員がおっしゃった駅の橋上化の問題につきましては、先ほど申しましたように、強度が不十分である、町の財政が多額になるということ以上に、もし大きな地震が起こった場合に、利用する町民の皆様、また利用者の方々の安全が果たして100%確保できるかということには、少し疑念が残りますので、橋上駅ということに関しましては難しいのかな。

それとまた、私、このことをしゃべり出したらどんどん長くなるんで、時間も考えながらしゃべっていきますけども、それから、まず階層化、駅舎を2階建てにする。駅を2階建てにすると東側から、今度の新しい庁舎側から上がってきた方は、そのまま駅舎に入れる訳です。これは便利ですね。ところが、新しくする駅舎全てのところで町が造らなきゃいけない。先ほど申しましたように、町民の本当に大事な税金をJR四国が使う、そういう施設に使っていいのか、そういうところは非常に疑問に思います。

今回の案は第3案です。私ども、当初この協議会を作った時に、鉄道局、これ国交省ですね、国交省と、それから県と、それから私ども町と、そして新田県議にもすごく骨を折っていただきました。その中でJRと約束したことってのは3案あります。1案が橋上駅、2番目が今の駅を階層化する、2階建てにする、それから第3案が今回のものです。その中のどれか一つをということで、私どもは、一番利便性が高いというのは、順番ですね、橋上駅が一番利便性が高いです。それから階層化するのが、それから今回ののが、町民の利用する方に関しましては利便性は低くなると思います。その方がJRにとっては出すお金も少なくて済むということだとは思いますが。

私どもが考えた時は、町の財政ももちろん考えますけども、一番重要な点は、やっぱり、住民の皆様方の利便性、機能性をまず一番に考えてやってきました。しかし、その中で、物理的なこと、そういうこともありまして、なかなかできないこともあります。そして今回の案になったということであり

ます。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（金井 浩三）

町長の思い、有難うございました。

最後に要望です。

駅のバリアフリー化は、単にＪＲだけの問題ではなく、まちの発展にも大きく関わるものである。計画に当たって、単に予算の額ではなく、利便性や将来性などを考え、否定から入るのではなく、理想的な案をどうすれば実現できるのかというアプローチで考えてもらいたい。ましてや、町も財政の厳しい中で、町民の税金を使って一定の負担をすることになるので、そういう意味で、町議会や町民、利用者の声を聞いて慎重にしてほしい。

駅を挟んで利用される両側の人から喜んでいただきたいという強い思いであり、あえて要望も口頭だけではなく記載させてもらいました。よろしく願い申し上げ、７番 金井 浩三の一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって７番 金井 浩三 議員の質問は終わります。

ここでお諮りいたします。

休憩いたしましょうか、それとも続行してよろしいでしょうか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

休憩ですか。

それでは、暫時休憩して、再開を１４時、２時に再開いたします。

休憩 午後１時４６分

再開 午後２時００分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、１２番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

失礼します。１２番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

１点目は、道福寺公園の進捗状況について伺います。

町長の施政方針では、自然と調和した生活環境づくりを基本として、来年度、新たな公園施設として県道多度津丸亀線沿いに道福寺公園の整備を行ってまいります。周辺地域はもとより、多くの町民の皆さんに多目的に利用していただける多世代交流ができる公園を目指し、災害時の避難場所などの防災面も視野に入れて整備を進めてまいります。また、公園及び緑地や水辺につきましては、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアの協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいりますとありました。まさに、多くの町民の皆さんが身近な公園として子供から高齢者まで利用できるのではないかと、私自身、期待し

ております。

以前から、子供を遊ばせる公園は堀江公園だけでは少ないのではないかと、造ってほしいという多くの皆さんから強い要望をお聞きしています。また、多度津高校の創立100周年記念事業として、建築科、土木科の生徒が地域貢献や生徒の実践教育が目的であずまやを建設しており、きっと住民の皆さんに親しまれる憩いの場となり、町の財産になることでしょう。

道福寺公園建設に当たり、多くの皆さんに知っていただきたいと思い、今回、一般質問に取り上げさせていただきました。

それでは質問に入ります。一問一答方式でお願いいたします。

1つ目、道福寺公園の位置や住所はどこでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の道福寺公園の位置や住所についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道福寺公園の位置につきましては、現在、県が整備を進めております今月に供用開始をいたします県道多度津丸亀線の道路南側に面した敷地で、県道善通寺多度津線との交差点より西に位置する新池の一面を埋め立てた位置に公園の整備を計画しております。

住所につきましては、地番ではありますが、大字道福寺字中又271-10、271-12、271-14になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、先日までございますが、現地に行ってまいりました。平地のためか、また周りは高い建物が無い、広々としてすごく広く感じました。また、その近くには池があり、遊歩道として地域の皆さんが散歩を楽しんでおられ、公園ができれば、遊歩道経由で来園される方も多いのではないかと思います。

それでは、2番目の質問をいたします。

公園の広さや面積について伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の公園の広さ、面積についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回整備いたします公園の面積につきましては、道路に接する東西に約70メートル、南北に約40メートルの約2,800平方メートルになります。

また、議員のご質問にありました多度津高校創立100周年記念事業のあずまやについても、公園敷地内に現在建設中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

3 番目の質問をいたします。

公園の開園はいつ頃の予定なのでしょう。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の公園の開園はいつ頃の予定ですかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園の開園予定につきましては、今年度、実施設計を発注しており、現在、詳細設計を行っており、今月完了予定です、工事については、今後、計画的に発注を行い、令和3年度内の早期開園を目指し、作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問という形にさせていただきますが、令和3年度に早期開園を目指しているという、今、答弁がありました。議会においても、町民の皆さんによく聞かれます。いつ頃ですか、公園はどこにできるんですかと、そういうのもありますので、逐次、議会の方へ報告していただければという風に思っております。いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の進捗状況についての再質問について答弁をさせていただきます。

現在、進捗状況につきましては、昨年10月に測量設計業務を発注しております。現在は、詳細配置計画及び施設整備内容について検討し、工事の積算を行っているところであります。

今後、先ほど答弁にもありましたが、多度津高校の記念事業の建設もありますことから、早期工事の発注をできるように進めていきたいと考えております。

また、進捗についても、機会あるごとに議会の方に報告させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

4 点目の質問にさせていただきます。

防災面も視野に入れた整備、災害時における避難場所、備蓄などについて伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の防災面も視野に入れた施設設備、災害時における避難場所の備蓄などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回整備いたします公園につきましては、公園の地盤高を金倉川洪水浸水想

定における最大規模の降雨により算出した浸水深より高い地盤の造成を行い、整備後は、指定緊急避難場所として一時避難者の収容に対応できるよう、貯水槽や防災トイレ、備蓄倉庫などを検討しております。

また、備品につきましては、今後、防災担当課であります総務課と協議検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問させていただきます。

この地域、道福寺公園ですが、以前、一度も災害の被害はなかったのでしょうか、お聞きします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の災害被害の有無についての再質問に答弁をさせていただきます。

今回、整備を計画しております道福寺地域での災害被害につきましては、過去どれぐらい前か分かりませんが、把握しておりませんので、ただ、近年については災害被害は発生していないと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

発生してないということで、安全な場所かなということを知りました。

そこで、今回、指定緊急避難場所として高い地盤の造成は、本当に大きな利点であるという風に考えておりますし、本町に避難場所がまた増えるということは、選択ができるということで本当にいいことかという風に思っております。令和3年度内の開園が正直楽しみであります。

それでは、次の質問に移ります。

5番目ですが、あずまやの有効活用についてお聞きします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員のあずまやの有効活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

あずまやの有効活用につきましては、官民学が連携する多度津高校創立100周年記念事業として、あずまや建設プロジェクトにより建設しているあずまやになり、完成後には町へご寄附いただけるとお聞きしております。

寄贈後は、地域住民の方々が憩える公園のランドマークとして、町民の皆様に親しまれる建物として適切に管理してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

あずまやの有効活用について答弁がありました。地域住民の方々が憩える

公園として大きな役割を担うようになっておると思っております。

実は、他の自治体でちょっと調べたんですけども、公園はあるんですけども、このあずまやがないということで建設してほしいという要望が多くあるということを聞いております。まして本町には、多度津高校創立100周年記念という記念すべき建物であり、あずまやの今後の、今、先ほど言われましたが、ランドマーク、つまり象徴、シンボルになると、そして防災拠点になるということを私は思います。

それでは、6番目の質問をさせていただきます。

土、日曜日、祝日は来園も多いと思うが、駐車場の確保について伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の土、日曜日、祝日は来園も多いと思うが、駐車場の確保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回整備いたします公園の駐車場につきましては、県道沿いということもあり、自家用車での来園者も予想されることから、現在、7台分の駐車場を検討しており、うち1台は身障者用の駐車場を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

7番目の質問をさせていただきます。

堀江公園との違いはどのようになっていますでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の堀江公園との違いはありますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

堀江公園につきましては、平成2年4月に開園された公園であり、整備面積1万2,390平方メートルで、園内には遊具、バスケットコート等無料施設のほか、テニスコート、憩いの家の有料施設があることから管理人を有する公園で、種別につきましては、都市公園法の都市施設で定義されている近隣公園となり、主として近隣に住民する方々の利用を目的とする公園施設として整備されております。

また、現在計画を進めています道福寺公園につきましては、有料施設がない管理人不在で、公園の種別につきましては、整備面積区分により街区公園となり、主として付近の住民の方々の利用を目的とする公園に区分されます。

また、道福寺公園につきましては、一時避難的な防災機能を備えた公園として整備を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をさせていただきます。

公園の運営管理は、公園事業費8,075万円の内訳を伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の公園の運営管理は公園事業費8,075万円の内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園の運営管理につきましては、原則、町が維持管理をする公園として考えております。公園事業費の内訳につきましては、現在設計中であり、事業費の内訳については、現段階でご説明することができませんが、公園の造成費、公園施設である駐車場、公衆用トイレ等や災害時の一時避難時の防災機能の備えに必要な貯水槽、防火トイレ、防火ベンチ、備蓄倉庫等に要する費用となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁では、町が維持管理する公園ということを言われましたが、堀江公園、これは文化体育振興事業団が指定管理者となっておりますが、道福寺公園は同様に考えるのでしょうか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の公園の維持管理の指定管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、堀江公園については、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理として維持管理をしていただいております。今回整備をいたします道福寺公園につきましては、どのような維持管理が必要になるか、今後、整備を行う中で実態把握をし、指定管理を含めた検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

もう一点、再質問という形にさせていただきます。

防災公園ということですので、補助的なものはないのでしょうか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問の補助的なものはないのかということに答弁をさせていただきます。

現在のところ、補助的なメニューは把握できておりません。整備工事につきましては、国の交付金事業をもらっての整備事業になります。また今後、そのあたりを研究しながら維持管理に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

9 番目の質問です。

地域住民の皆様への説明会はどのようになっていますでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の地域住民の皆様への説明会についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域住民の皆様への説明会につきましては、昨年11月20日に地元道福寺地区におきまして、代表関係者の方々にお集まりをいただき、道福寺公園の整備計画等についてご説明をさせていただき、ご意見、ご要望をいただきました。現在、地元関係者の方々からいただきましたご意見、ご要望を踏まえ、公園計画の検討を進めているところでございます。

今後も公園整備を進める上で、地域の皆様のご意見等をお聞きしながら、地域住民はもちろん、多くの町民の皆様にご利用いただける多世代で交流できる身近で安心、魅力あふれる公園づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今後も、照明とか防犯カメラとか、色々と要望があろうかと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、新庁舎のユニバーサルデザインについてであります。

障害のあるなし、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいようにデザインすることです。人に優しい庁舎、愛される庁舎とされています。

それでは、質問に入ります。

新庁舎棟、ホール棟、駐車場等のユニバーサルデザインを考慮に入れている箇所をお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

渡邊議員の新庁舎棟、ホール棟、駐車場などのユニバーサルデザインを考慮に入れている箇所についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ユニバーサルデザインにつきましては、設計段階におけるコンセプトの一つに、人に優しい庁舎として、分かりやすい空間づくりとユニバーサルデザインを徹底し、来庁者の安全性や利便性に配慮した動線計画やシンプルで分かりやすいサイン計画等を行うことで、誰にとっても利用しやすく優しい庁舎を目指すこととしております。

これを達成するため、まず、県が制定している香川県福祉のまちづくり条例による整備基準に適合した施設にすることとしております。この条例は、公

共施設に限らず、みんなが一緒に暮らすまち香川をコンセプトに、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが安心して快適に生活できるまちを目指すものです。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、全ての人が安心して利用でき、積極的に社会参加できるようなまちづくりを推進するために、香川県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルが作成されております。

新庁舎におきましては、この施設整備マニュアルに基づき、香川県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した施設であることを示す適合証の交付を目指して建設しているところでございます。

基本的には、施設全体においてユニバーサルデザインを導入しておりますが、新庁舎棟、ホール棟につきましては、高齢者や障害のある方、また車椅子使用者の方なども利用しやすいよう出入口や廊下、エレベーターの有効幅などを確保し、窓口カウンターや記載台は高さや奥行きを考慮したものを設置いたします。階段や廊下、スロープにつきましては、滑りにくい材料や躓きにくい構造とし、手すりや視覚障害者用誘導ブロックを設置いたします。また、オストメイトにも対応し、ベビーチェアやベビーベッドも備えた誰もが利用可能な多目的トイレを各階に設置し、おむつ替えが可能な授乳室も、ホール棟の各階に設置いたします。

来庁者用駐車場につきましては、おもいやり駐車場を1階に3台設置し、雨に濡れることなく施設に入ることができるようにするとともに、複層階となることから、移動が円滑に行えるようエレベーターを設置いたします。

なお、新庁舎棟1階の待合スペースの一部にはキッズコーナーを設置し、お子様連れの来庁者にも配慮することや職員が使用する更衣室につきましても、男女の更衣室とは別に更衣ブースを設置し、L G B Tなどにも配慮した施設となるようにしております。

最後に、サインにつきましては、外国人や障害のある方も含め、誰もが見やすく分かりやすく、サインを目指し、文字だけではなく、ピクトグラムや番号、色彩、大きさにも配慮したものとするべく、現在、詳細の検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

各箇所、本当に細かくユニバーサルデザインの導入により、人に優しい愛される庁舎になることと思います。

実は、参考になるかどうか分かりませんが、先日の新聞でございますが、手をかざすだけで紙を自動で切断する電動トイレトペーパーホルダーは、ユ

ユニバーサルデザインの製品として開発していたが、非接触で利用できることから、新型コロナウイルス感染予防対策として再注目されているという文が載っておりまして。

また、実は、以前に庁舎視察ということで行ってまいりましたが、その折にすごく感動したことがあります。それは、多目的トイレを、普通、多目的トイレって書くんですけども、みんなのトイレということで書いていました。大変にそれを見て優しい気持ちになりました。

参考までですので、それでは、次の質問に移らせていただきます。

3点目は、高齢者福祉の充実についてであります。

町長の施政方針に急速に進む高齢化への対策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、たどつ支え合い笑顔の会が支え合い体制づくり推進を目的に活動しています。意見としては、各地区の共通課題であります移送問題について多くの要望があり、取り組んでまいります。そこで運転ボランティアを養成しますとのことであります。

たどつ支え合い笑顔の会は、校区の代表1名ということで、月1回程度、今回で6回目ぐらいになると思うんですけども、運営方法や問題点を話し合い、検討中であります。また、実際に実施している丸亀市にお話を伺いにいってまいりました。そこで、第一歩として、運転ボランティアを募集、養成することとなり、全自治会に回覧チラシをしております。回覧ですが、こういうカラフルなチラシになっております。締切りが3月12日、運転ボランティア養成講座というものがあまして、募集という形になっております。それに合わせて、受付ボランティアの方も募集しております。

そういうことで、地域 みんなでつくる助け合いのまちづくりが、より一層進展するためにも町長のお考えをお伺いします。よろしくお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の高齢者福祉の充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましても高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上になる2025年には高齢化率が32.4%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には34.2%となる見込みであります。そのため、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を行うことで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築や生活に身近な地域において住民が世代や背景を越えて繋がり、相互に役割を持ち、支え手、受け手という関係を越えて支え合う地域共生社会の実現に向けて取り組んでおります。その中で、自助、互助の役割を強化するため、本町独自の新たな生活支援サービスの展開に向けた協議体の体制を構築いたしました。

構築するに当たり、平成27年度に検討するワーキンググループ会議を立ち上げ、支え合いのまちづくりをテーマに講演会及び住民座談会を開催し、平成28年度に生活支援コーディネーターの配置と第1層協議体たどつ支え合い笑顔の会を発足いたしました。第1層協議体を中心に4小学校区ごとに住民座談会を実施し、平成30年に各地区に第2層協議体を設置いたしました。住民が感じている地域の課題を検討した結果、町全体の共通の課題として移送問題が上がりました。

そこで、第1層協議体であるたどつ支え合い笑顔の会において移送問題を解消するため、住民全体で行う運転ボランティアの運営について検討を進めております。

町におきましては、住民主体では解決が難しい専用車両の確保や損害保険料等を予算化し、安全で安心して運営ができるよう支援をしていきたいと考えております。

なお、今議会において、新年度予算として計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

運転ボランティア、そして受付ボランティアという募集でございます。先ほどお見せしましたが、もう日にちがありません。3月16日が勉強会というのか、養成講座ということになっております。そして、その締切りが3月12日でございます。

その中で、実はこれを回覧しても、なかなか浸透するのかな、物すごい不安でありましたので、私は白方地区ということもありまして、私自身が個々に当たらせていただきました。その中で、今日どうして一般質問、これも取り上げたかと思いますと、一人でも二人でも運転ボランティア、受付ボランティアに参加してほしいと、そういう願いを込めて一般質問をさせていただいております。

実は、ネックとなってるのは、もう皆さんご存じだと思いますし、どの方もおっしゃいます。交通事故でございます。でも、このことを考えて、大勢の皆さんが言ってることはよく分かるけども、一歩踏み出せないとも、これは交通事故ですっていうことを聞いております。でも、私は思うんですけども、発想を変えていかなければ絶対に人は集まらない、もっと前向きに考えていくべきだ、これは私の考えでございますが、例えば5年、10年先に自分自身のことを考えて、そしてお互い様、支え合う発想こそが重要ではないかという風に切替えさせていただきました。

運転ボランティア、手を上げさせていただきました。本当に安全運転でいこうとは思っておりますが、そして、その話を個々にさせていただきました。

でも、個々にしましたが、いいですよとおっしゃっていただける方はいましたが、でも、100%このことに関しては、まだまだ課題が多くて、一つ一つ説明しながら進んでいくのかなという風に思います。

実は、白方は個々に当たりまして、今現在の募集人員は、運転ボランティアが7名でございます。この中には、若い女性の方が、私を含めて4名おられます。そして、受付ボランティアが、まあ75歳以上でも構いませんということでしたので、これ10名ぐらいおいでになるのかなとは思いますが、でも、人数が多ければ多いほど回数が少なくて、長く続けられるっていう部分になるのかなという風に思っております。

運用するに当たり、本当に課題も色々あります。あるのが当たり前だと思いますし、お互いに支え合う精神で、まず一歩進んでいくことしかないのかなという風に思っております。どうか議員の皆さんにも、運転ボランティアは75歳まででございますので、該当する方はどうぞ申し出ていただければと、多度津町の大きな活性化に繋がるんじゃないかなという風に思っております。

最後になりますが、運転ボランティアが増えることを期待し、一般質問を終わらせていただきます。終わります。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

次回は明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。長時間お疲れでございました。

散会 午後2時43分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 3 月 8 日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記